

# 木曾岬町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

木曾岬町



# 目 次

## はじめに

1. 計画策定に係る法的根拠	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の対象とする廃棄物	5
4. 計画の対象とする地域	5
5. 計画期間	6
6. 計画の進行管理	7
7. 新たな動向を踏まえた対応	8

## ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状	
(1) ごみの種類および収集・処理の区分	12
(2) ごみ処理の体制	15
(3) 家庭系ごみの排出量	16
(4) 資源ごみ（地区分別回収）の回収量	18
(5) 資源ごみ（登録団体回収）の回収量	20
(6) 家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量	21
(7) 事業系ごみの排出量	22
(8) ごみの総排出量	23
(9) 町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	24
(10) 1人1日あたりごみ排出量の全国・三重県・県内各市町との比較	25
2. ごみ処理目標の達成状況	
(1) 10年前のごみ処理基本計画の目標値の達成状況	27
(2) 10年前のごみ処理基本計画の重点的に推進する項目および施策の達成状況	27
3. ごみの排出量の見込み	
(1) 将来人口の見込み	29
(2) ごみ区分別のごみ排出量の将来予測	30
(3) ごみの総排出量の将来予測	36
(4) 町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測	40
4. ごみ処理基本方針	
(1) 将来の姿	41
(2) 基本方針と基本的な施策	42
(3) 施策の内容	43

(4) 排出抑制の将来目標	47
(5) 重点施策	50
5. その他ごみ処理に関し必要な事項	
(1) ごみの分別・収集区分	51
(2) 収集対象	52
(3) 収集・運搬計画	52
(4) 中間処理計画	52
(5) 最終処分計画	52
(6) その他ごみの処理に関する事項	52

## 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状	
(1) 生活排水の処理主体	54
(2) 生活排水の中間処理および最終処分の概況	55
(3) 生活排水の処理形態別人口の状況	57
(4) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の状況	58
(5) 下水処理施設における中間処理量の状況	58
2. 生活排水処理基本方針	
(1) 将来の姿	59
(2) 計画処理区域	59
(3) 生活排水処理主体	59
(4) 基本方針	60
(5) 将来人口の見込み	61
(6) 生活排水処理計画人口の見込み・目標	61
(7) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	62
(8) 中間処理および最終処分計画	62

はじめに

---

# 1. 計画策定に係る法的根拠

---

「一般廃棄物処理計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の第6条第1項および第2項に基づき、市町村が定めなければならない一般廃棄物の処理に関する方針を示すもので、市町村は本計画に従って区域内の一般廃棄物の処理を行わなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、

- ①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分および生活排水に関する部分から構成されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における関係箇所は以下のとおりです。

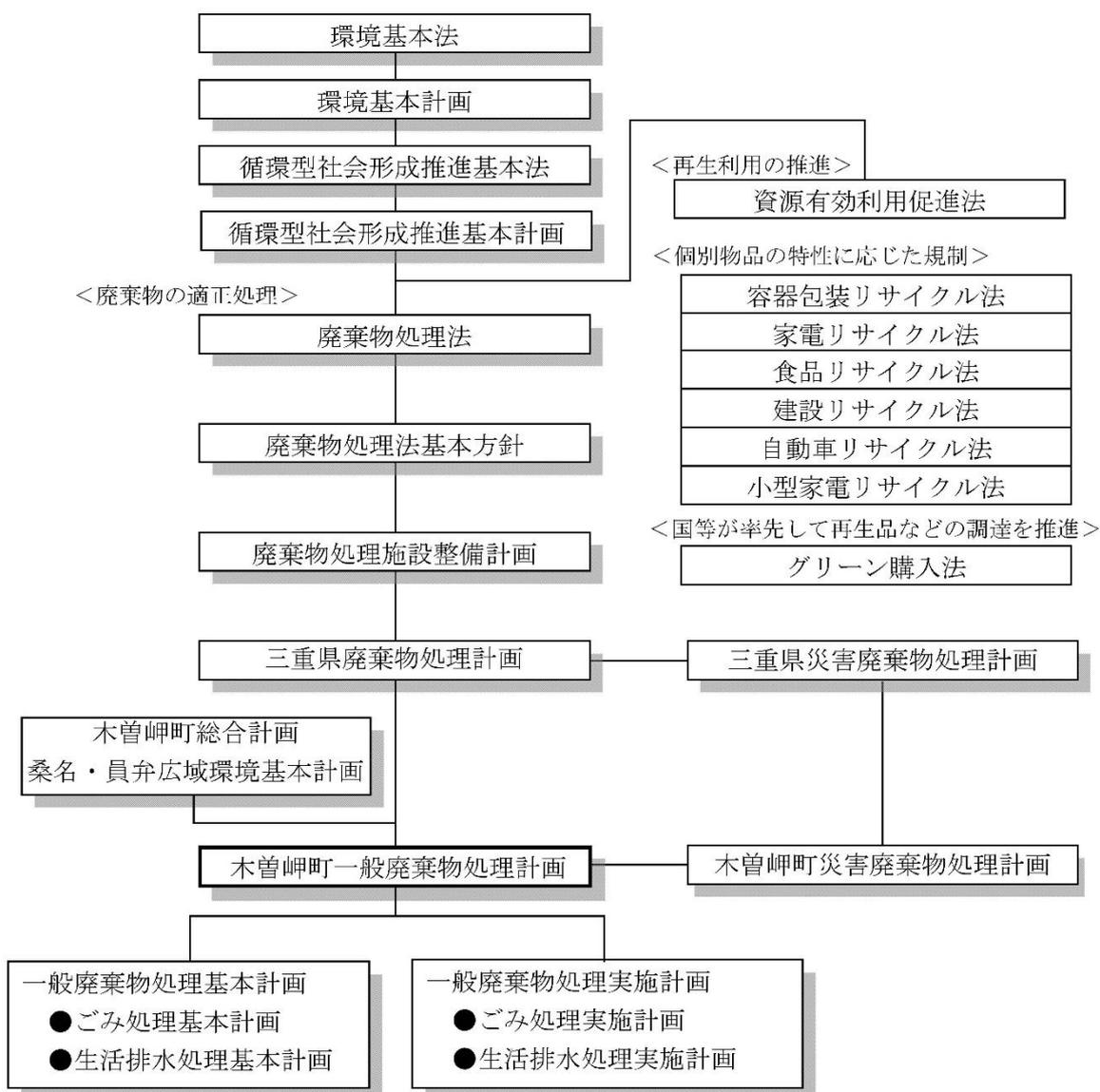
## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

[一般廃棄物処理計画と他の環境関連計画との関係]



出典：ごみ処理基本計画策定指針

---

## 2. 計画の位置づけ

---

本計画は、本町が総合的・長期的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでに必要な基本事項を定めるものです。

現代の快適で便利な生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの上に成り立っています。一方でこの社会経済システムは自然環境の破壊や地球温暖化、天然資源の枯渇など、自然環境に大きな負荷をかけてきました。

このような状況を見直すため、国では循環型社会形成推進基本法をはじめとした各種の廃棄物およびリサイクル関連法が制定され、循環型社会への転換をめざして様々な取り組みが行われています。

廃棄物問題への対応策は、単に廃棄物だけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

本町でも、ごみおよび生活排水に対する総合的な施策を推進してきました。今後も、限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型のまちづくりを進めていくことを、町民、事業者、行政の共通目標として確認するとともに、本計画により一般廃棄物の排出抑制・適正処理を行っていくこととします。

本計画は、平成26年度から令和5年を計画とする「第5次木曾岬町総合計画」および令和6年度からを計画期間とする「第6次木曾岬町総合計画」を上位計画として位置づけ、総合計画との整合を図りつつ、本町の一般廃棄物処理（ごみ処理および生活排水処理）行政の最上位計画として位置づけられる計画です。なお、その実行にあたっては三重県廃棄物処理計画および本町の諸施策との整合を図るものとします。

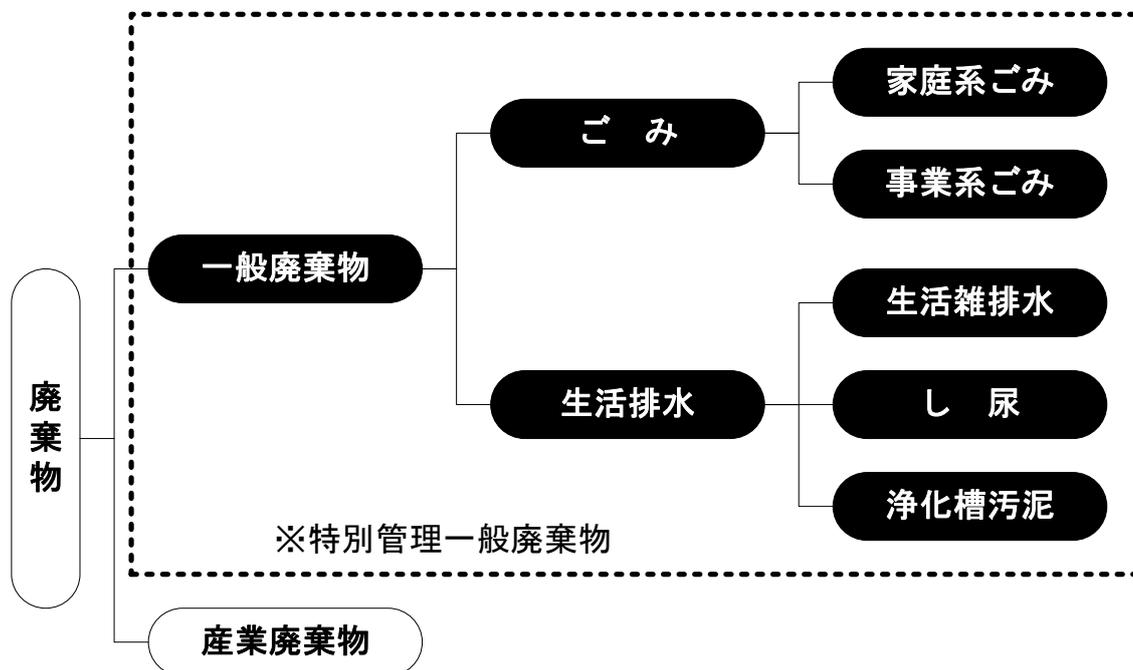
---

### 3. 計画の対象とする廃棄物

---

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条において定める一般廃棄物とし、具体的には以下に図示するものとします。

[対象とする廃棄物]



---

### 4. 計画の対象とする地域

---

本計画の対象区域は、本町全域とします。

## 5. 計画期間

### 〔ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画〕

本計画の計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、目標年度は令和14年度とします。

なお、計画は5年後の令和9年度に中間見直しを行うものとします。また、社会経済情勢や廃棄物、生活排水処理に関する法律、制度が変化した場合など、必要に応じて計画を見直すこととします。

～	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	～
		計画期間											

↑  
中間見直し

↑  
目標年度

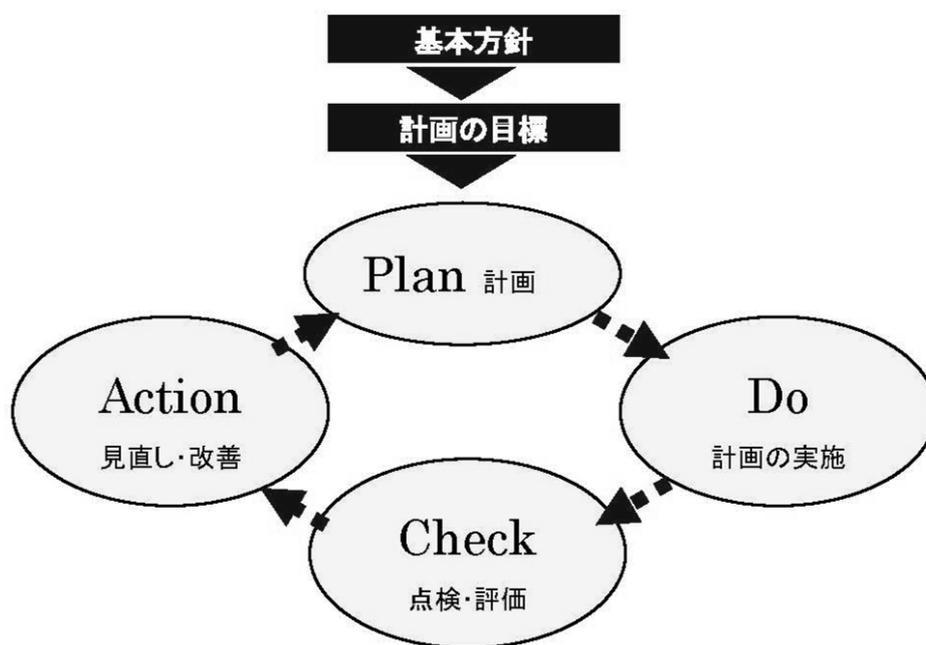
---

## 6. 計画の進行管理

---

計画の進行管理については、Plan（計画策定）、Do（計画実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に自らのごみ処理基本計画の点検、見直し、評価を行います。

年度ごとに施策の進捗状況や目標達成状況について広く公表します。



PDCA サイクル概念図

## 7. 新たな動向を踏まえた対応

### 〔持続可能な開発目標（SDGs）への対応〕

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、世界規模で深刻化する諸課題に総合的に取り組むことをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するため、令和12年（2030年）までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを設定したもので、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

### 〔持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標〕



出典：国際連合広報センターホームページ

一般廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保をめざす「ゴール12 つくる責任 つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減や、製品を製造する企業の責任などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、プラスチックごみなどによる海洋汚染の防止などが目標となっています。

本町としても、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース（発生抑制）をより重視した3Rの取り組みや、食品ロスの削減などの取り組みを、官民協働で進めていきます。

本計画に関係するゴールは次の9つです。



### [新型コロナウイルス感染症への対応]

令和2年から流行している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外出自粛やテレワーク・ウェブ会議の普及、飲食店等の利用自粛・営業時間短縮など急激な社会経済活動の変化が生じています。こうした変化により、短期的に生活ごみが増加する一方で事業ごみが減少する傾向が見られました。

しかしながら、流行の終息が見通せない現段階においては、長期的な影響を予測することは困難です。

このことから、本計画では、流行前のごみ処理実績等のデータを基に将来予測を行い、目標等を設定することとしましたが、実施にあたっては、これまで以上に丁寧に社会経済活動の変化やごみの発生量・排出傾向の変動等を踏まえながら、必要な見直しを行うなど、柔軟に対応していくこととします。

### [プラスチック資源循環法の施行に伴う分別収集・再商品化等への対応]

令和4年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、同法第6条で、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

現在、桑名市、東員町及び桑名広域清掃事業組合と共に、将来におけるプラスチック使用製品廃棄物の取組の推進に向けて協議を進めております。当面の間、現状の分別収集及び処理方法を継続していきませんが、今後も社会情勢や国・県・他自治体等の動向を踏まえつつ、実施方法や実施時期等を決定していきます。



# ごみ処理基本計画

# 1. ごみ処理の現状

## (1) ごみの種類および収集・処理の区分

本町において、排出されるごみは下記の種類に分別されており、収集は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみに区分されています。

### [ごみの種類および収集の区分]

品目		収集区分	登録団体※
生ごみ		可燃ごみ	
紙製品、汚れた紙箱など			
プラスチック製品			
ゴム・革製品			
枝木・木製品			
布製品		不燃ごみ	
金属製品			
ガラス製品・陶磁器類			
かばん類（小型）			
アルミホイル製品		粗大ごみ	
家具類			
自転車類			
ふとん・じゅうたん類			
木・剪定材			
かばん類（大型）		資源ごみ	
紙類	新聞		○
	チラシ・雑誌・雑紙		○
	牛乳パック		○
	段ボール		○
布類			○
ペットボトル類			○
びん類	透明ビン		○
	茶色ビン		○
	その他ビン		○
缶類	アルミ缶		○
	スチール缶		○
家庭用発泡トレイ			○
廃食油			○
台所用品		○	
家庭用農具・大工道具		○	
スプレー缶			
家電製品			
ボトル類		プラスチック製 容器包装	
トレイ類			
カップ・パック類			
ポリ袋類			
網・ネット類			
緩衝材類			
ふた類			
乾電池		有害ごみ	
蛍光管			
体温計・温度計			

※資源ごみ回収登録団体

[家庭ごみの収集形態]

区 分	収集形態				備考	登録団体 回収		
	主体	収集方法	収集頻度	排出方法				
可燃ごみ	委託	ステーション	週 2 回	指定ごみ袋				
不燃ごみ	委託	〃	月 2 回	指定ごみ袋				
プラ製容器包装	委託	〃	週 1 回	指定ごみ袋				
粗大ごみ	委託	〃	月 1 回	粗大ごみシール				
資源ごみ	紙類	新聞	委託	拠点回収	月 1 回	フレコン	○	
		チラシ	〃	〃	〃	フレコン	○	
		雑誌・雑紙	〃	〃	〃	フレコン	○	
		牛乳パック	〃	〃	〃	フレコン	○	
		段ボール	〃	〃	〃	結束	○	
	布類	〃	〃	〃	フレコン	○		
	ペットボトル	〃	〃	〃	回収容器	○		
	びん類	透明ビン	〃	〃	〃	フレコン	飲料用 容器のみ	○
		茶色ビン	〃	〃	〃			
		その他ビン	〃	〃	〃			
	缶類	アルミ缶	〃	〃	〃	フレコン		○
		スチール缶	〃	〃	〃			
	家庭用発泡トレイ	〃	〃	〃	〃	回収容器		○
	廃食用油	〃	〃	〃	〃	油の容器		○
	台所用品	〃	〃	〃	〃	段ボール等		○
家庭用農具・大工道具	〃	〃	〃	〃	まとめる		○	
スプレー缶	〃	〃	〃	〃	フレコン			
家電製品	〃	〃	〃	〃	フレコン・コンテナ			
有害ごみ	乾電池	委託	拠点回収	月 1 回	コンテナ			
	蛍光管	〃	〃	〃	コンテナ			
	体温計・温度計	〃	〃	〃	袋等			

[ごみの収集・運搬体制]

区 分	収集運搬	中間処理	資源化・最終処分		
可燃ごみ	委託・許可業者	桑名広域清掃 事業組合	最終処分：組合委託 資 源 化：組合委託		
一時多量ごみ等	自己搬入				
不燃ごみ	委託・許可業者				
一時多量ごみ等	自己搬入				
粗大ごみ	委託・許可業者				
一時多量ごみ等	自己搬入				
プラ製容器包装	委託・許可業者				
一時多量ごみ等	自己搬入				
資源ごみ	紙類			—	資源物として売却 または 資源化委託
	布類				
	ペットボトル				
	びん類				
	缶類				
	家庭用発泡トレイ				
	廃食油				
	台所用品				
	家庭用農具・大工道具				
	スプレー缶				
	家電製品				
有害ごみ	乾電池	—	最終処分：民間委託 資 源 化：民間委託		
	蛍光管				
	体温計・温度計				



### (3) 家庭系ごみの排出量

本計画における家庭系ごみの排出量は、町内の家庭から排出される「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「資源ごみ（地区別回収）」、「資源ごみ（登録団体回収）」の合計と設定します。

令和3年度の家庭系ごみの排出量は1,429 tとなっています。

なお、「第5次木曾岬町総合計画 後期基本計画」では、町・住民団体による資源回収量の目標を令和5年度で295 tと設定していますが、令和3年度では217 tとなっています。

〔家庭系ごみの排出量の推移〕

(単位：t)

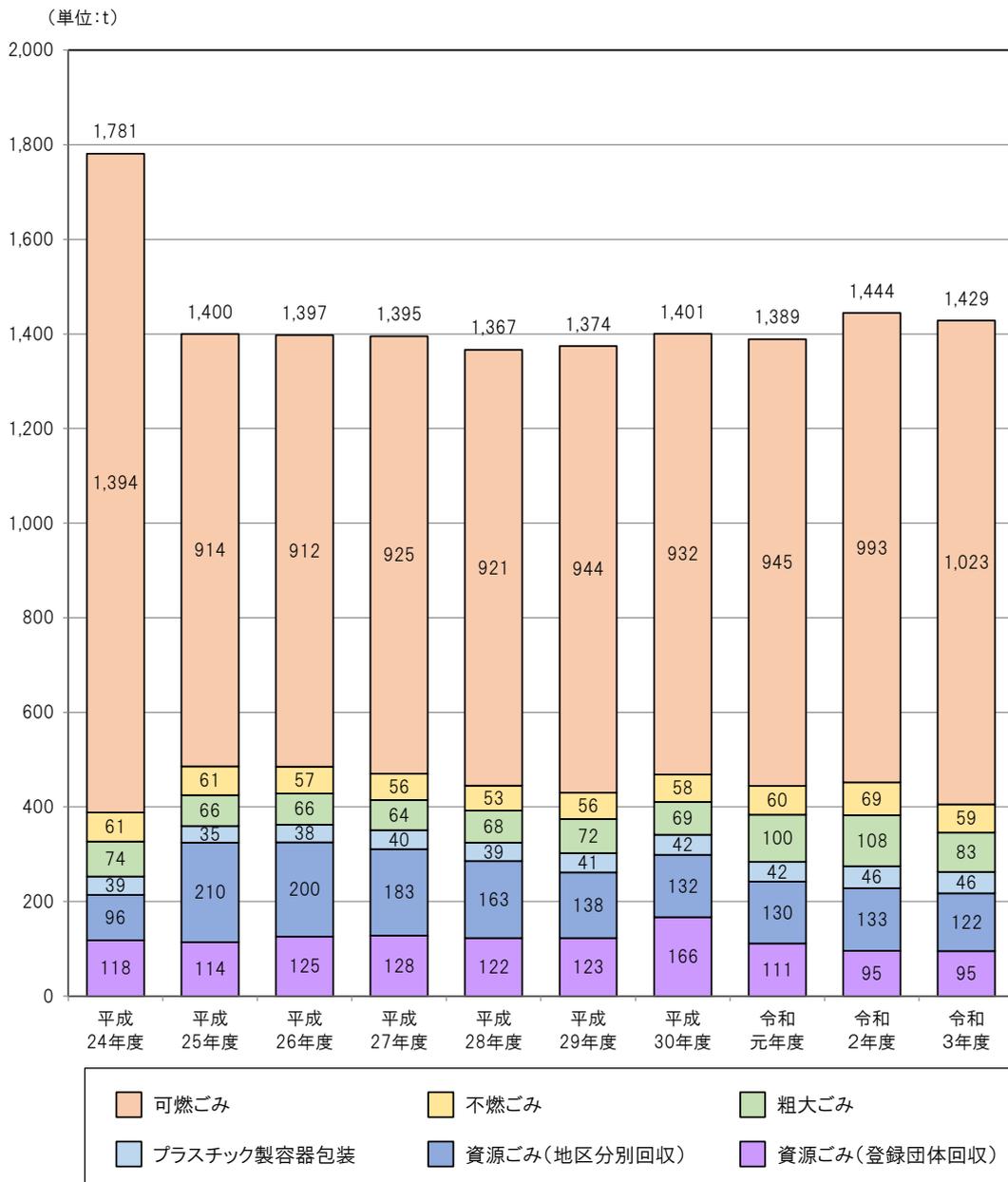
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
平成24年度	1,394	61	74	39
平成25年度	914	61	66	35
平成26年度	912	57	66	38
平成27年度	925	56	64	40
平成28年度	921	53	68	39
平成29年度	944	56	72	41
平成30年度	932	58	69	42
令和元年度	945	60	100	42
令和2年度	993	69	108	46
令和3年度	1,023	59	83	46

	資源ごみ (地区別回収)	資源ごみ (登録団体回収)	家庭系ごみの 排出量
平成24年度	96	118	1,781
平成25年度	210	114	1,400
平成26年度	200	125	1,397
平成27年度	183	128	1,395
平成28年度	163	122	1,367
平成29年度	138	123	1,374
平成30年度	132	166	1,401
令和元年度	130	111	1,389
令和2年度	133	95	1,444
令和3年度	122	95	1,429

※ごみの種類ごとの合計と家庭系ごみの排出量は、小数点以下の四捨五入の関係で一致しないことがある

資料：住民課

## [家庭系ごみの排出量の推移]



資料：住民課

#### (4)資源ごみ（地区別回収）の回収量

資源ごみ（地区別回収）の回収量をみると、平成 25 年度は 210 t で最も多くなりましたがその後は年々減少しており、平成 25 年度に比べ令和 3 年度は 58.0%と 6 割ほどにまでなっています。

各年度における構成比の推移をみると、「家電製品」、「段ボール」などが増加傾向にあり、「新聞」、「チラシ」、「雑誌」などが減少傾向にあります。

[資源ごみ（地区別回収）の回収量の推移]

(単位：kg)

	新聞	チラシ	雑誌	牛乳パック	段ボール	布類
平成 24 年度	20,553	17,500	20,700	487	11,480	6,620
平成 25 年度	51,187	38,610	37,733	1,001	26,820	14,533
平成 26 年度	44,429	33,214	38,618	943	25,131	12,460
平成 27 年度	40,774	27,328	35,557	782	23,010	12,367
平成 28 年度	35,475	24,606	32,001	787	21,071	8,841
平成 29 年度	30,351	20,293	24,937	528	18,419	6,943
平成 30 年度	26,568	20,491	20,761	477	18,260	6,876
令和元年度	25,716	14,242	25,225	489	18,439	7,750
令和 2 年度	23,257	15,572	22,086	496	20,236	7,938
令和 3 年度	22,369	13,122	21,959	486	21,559	6,522

	ペットボトル類	透明ビン	茶色ビン	その他ビン	アルミ缶	スチール缶
平成 24 年度	3,620	4,350	4,160	1,180	1,960	2,430
平成 25 年度	7,821	9,512	9,041	2,162	4,171	5,161
平成 26 年度	6,840	8,530	6,849	2,542	3,810	4,639
平成 27 年度	6,270	8,621	6,781	2,022	3,510	4,071
平成 28 年度	5,139	7,561	6,409	2,009	3,595	4,052
平成 29 年度	5,500	6,202	5,099	1,627	2,740	3,143
平成 30 年度	5,460	5,962	4,970	1,890	2,685	2,479
令和元年度	5,350	5,560	4,560	1,700	2,422	2,425
令和 2 年度	4,720	4,911	4,200	1,500	2,920	2,230
令和 3 年度	4,520	4,292	3,649	1,309	2,139	2,161

	トレイ	廃食油	台所用品 家庭用農具・ 大工道具	スプレー缶	家電製品	総回収量
平成 24 年度	450	460	150	—	—	96,100
平成 25 年度	1,290	784	586	—	—	210,412
平成 26 年度	1,441	688	681	—	1,333	192,148
平成 27 年度	1,390	921	592	—	8,821	182,817
平成 28 年度	769	957	615	—	8,934	162,821
平成 29 年度	869	773	593	352	10,060	138,429
平成 30 年度	393	714	675	666	12,800	132,127
令和元年度	590	764	690	690	13,730	130,342
令和 2 年度	708	849	825	857	19,630	132,935
令和 3 年度	601	672	749	945	14,923	121,977

※ごみの種類ごとの合計と総回収量は、小数点以下の四捨五入の関係で一致しないことがある

資料：住民課

## (5) 資源ごみ（登録団体回収）の回収量

資源ごみ（登録団体回収）の回収量をみると、平成 27 年度は 128 t で最も多くなりましたがその後は年々減少しており、平成 27 年度に比べ令和 3 年度は 74.2%と 3/4 ほどになっています。

各年度における構成比の推移をみると、「段ボール」などが増加傾向にあり、「新聞」などが減少傾向にあります。

[資源ごみ（地区別回収）の回収量の推移]

(単位：kg)

	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	アルミ缶	スチール缶
平成 24 年度	52,250	27,680	24,790	870	2,296	775
平成 25 年度	46,300	27,525	22,280	745	2,369	1,240
平成 26 年度	51,340	30,610	24,200	930	2,230	1,345
平成 27 年度	52,520	30,150	25,170	895	2,484	1,445
平成 28 年度	47,830	27,000	26,670	1,030	2,498	1,410
平成 29 年度	45,310	26,970	27,970	1,030	2,628	1,400
平成 30 年度	41,760	26,840	26,810	990	2,459	1,190
令和元年度	37,160	24,990	27,580	1,050	2,288	1,110
令和 2 年度	23,670	22,570	24,290	640	2,236	1,230
令和 3 年度	24,970	22,070	24,410	650	2,290	1,190

	金属類	ビン類	布類	ペットボトル	トレイ	総回収量
平成 24 年度	100	3,280	4,090	1,460	140	117,731
平成 25 年度	210	4,810	6,080	2,100	305	113,964
平成 26 年度	280	5,420	6,280	2,430	330	125,395
平成 27 年度	300	5,960	5,690	2,785	400	127,799
平成 28 年度	310	6,050	6,370	2,890	375	122,433
平成 29 年度	400	6,600	6,940	3,010	465	122,723
平成 30 年度	390	6,500	6,000	3,170	370	116,479
令和元年度	480	6,380	6,670	3,180	430	111,318
令和 2 年度	640	7,230	8,860	3,490	535	95,391
令和 3 年度	490	7,040	7,700	3,790	520	95,120

※ごみの種類ごとの合計と総回収量は、小数点以下の四捨五入の関係で一致しないことがある

資料：住民課

## (6) 家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量

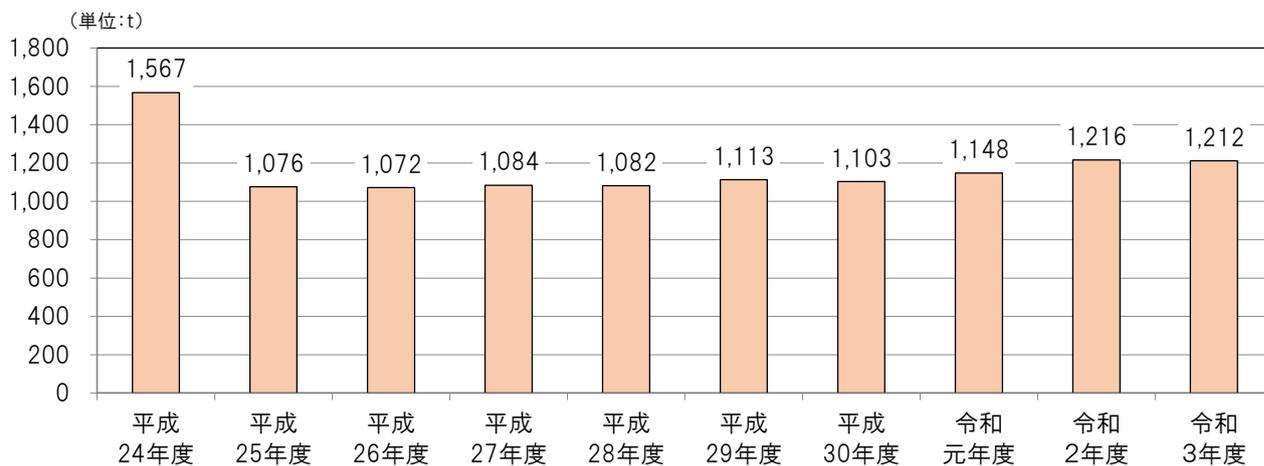
本計画における家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量は、令和3年度には1,212 t となっています。平成26年度が最も少なくなっており、以降は微増傾向となっています。

〔家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量の推移〕 (単位：t)

	家庭系ごみ A	資源ごみ B	家庭系ごみ （資源ごみ除く） A－B
平成24年度	1,781	214	1,567
平成25年度	1,400	324	1,076
平成26年度	1,397	325	1,072
平成27年度	1,395	311	1,084
平成28年度	1,367	285	1,082
平成29年度	1,374	261	1,113
平成30年度	1,401	298	1,103
令和元年度	1,389	241	1,148
令和2年度	1,444	228	1,216
令和3年度	1,429	217	1,212

資料：住民課

〔家庭系ごみ（資源ごみ除く）の排出量の推移〕



資料：住民課

## (7) 事業系ごみの排出量

本計画における事業系ごみの排出量は、「可燃ごみ(事業系)」、「不燃ごみ(事業系)」、「粗大ごみ(事業系)」の合計と設定します。

令和3年度の「事業系ごみの排出量」は87tとなっています。令和元年度、令和2年度は排出量が多かったものの、令和3年度はそれ以前程度の排出量となっています。

[事業系ごみの排出量の推移]

(単位：t)

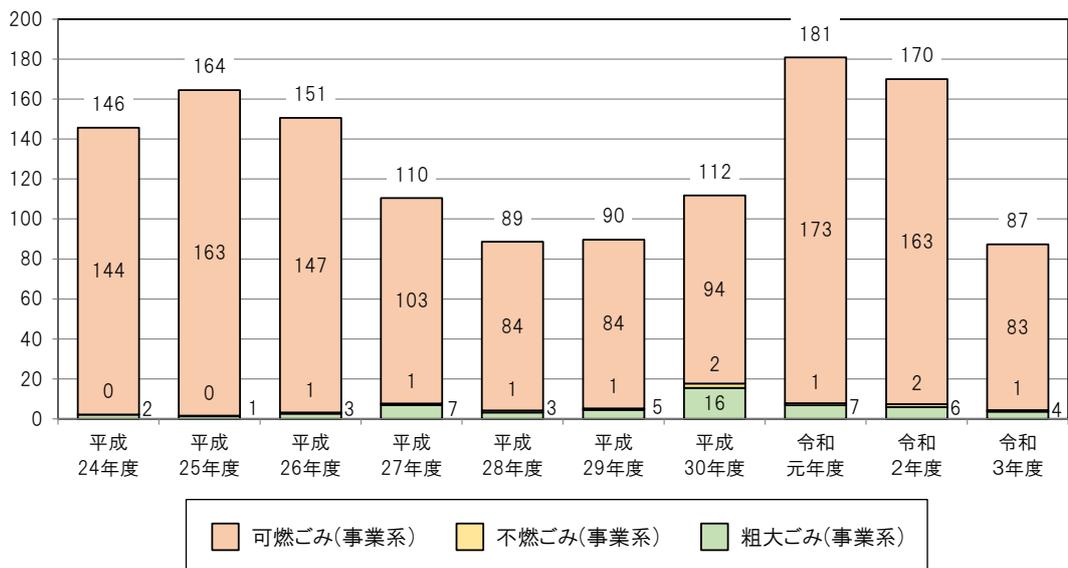
	可燃ごみ (事業系)	不燃ごみ (事業系)	粗大ごみ (事業系)	事業系ごみの 排出量
平成24年度	144	0	2	146
平成25年度	163	0	1	164
平成26年度	147	1	3	151
平成27年度	103	1	7	110
平成28年度	84	1	3	89
平成29年度	84	1	5	90
平成30年度	94	2	16	112
令和元年度	173	1	7	181
令和2年度	163	2	6	170
令和3年度	83	1	4	87

※ごみの種類ごとの合計と事業系ごみの排出量は、小数点以下の四捨五入の関係で一致しないことがある

資料：住民課

[事業系ごみの排出量の推移]

(単位：t)



資料：住民課

## (8) ごみの総排出量

「家庭系ごみの排出量」と「事業系ごみの排出量」を合計した本町のごみの総排出量は、令和3で1,516 tとなっています。

[ごみの総排出量の推移]

(単位：t)

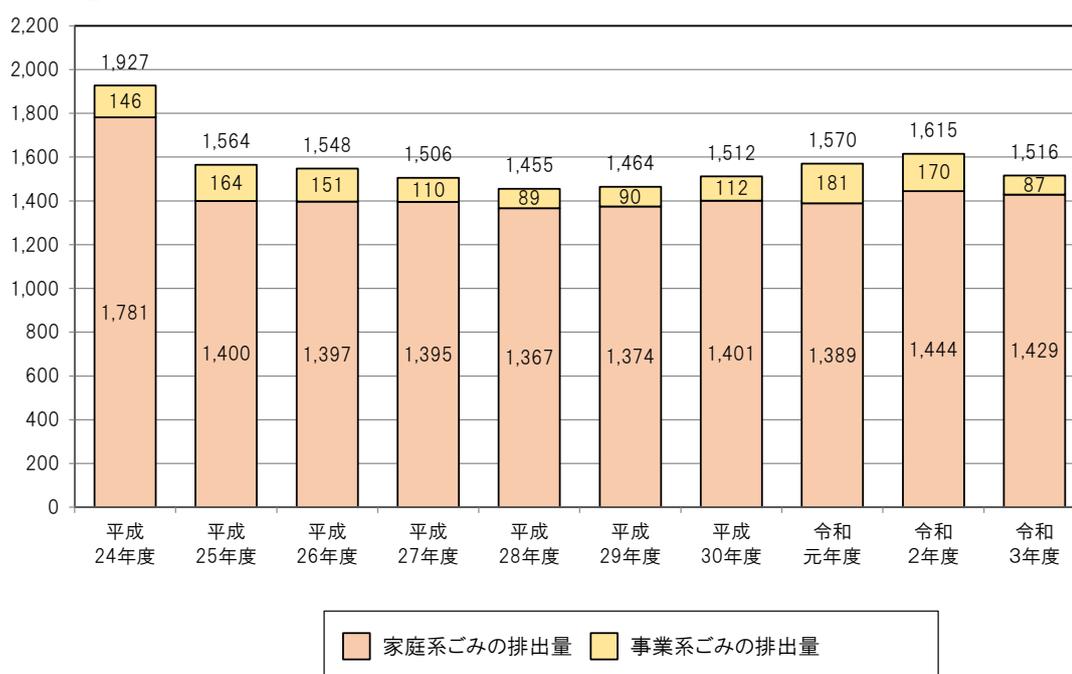
	家庭系ごみの排出量		事業系ごみの排出量	ごみの総排出量
		うち家庭系ごみ (資源ごみ除く)		
平成24年度	1,781	1,567	146	1,927
平成25年度	1,400	1,076	164	1,564
平成26年度	1,397	1,072	151	1,548
平成27年度	1,395	1,084	110	1,506
平成28年度	1,367	1,082	89	1,455
平成29年度	1,374	1,113	90	1,464
平成30年度	1,401	1,103	112	1,512
令和元年度	1,389	1,148	181	1,570
令和2年度	1,444	1,216	170	1,615
令和3年度	1,429	1,212	87	1,516

※家庭系ごみの排出量と事業系ごみの排出量の合計と、ごみの総排出量は、小数点以下の四捨五入の関係で一致しないことがある

資料：住民課

[ごみの総排出量の推移]

(単位：t)



資料：住民課

## (9) 町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

令和 3 年度の町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は 545 g となります。

なお、「第 5 次木曾岬町総合計画 後期基本計画」では町民 1 人当たりごみの年間排出量の目標を令和 5 年度で 168kg と設定していますが、令和 3 年度では 199kg となっています。

町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移をみると、平成 25 年度に最も少なくなりましたがその後は年々増加しており、平成 25 年度に比べ令和 3 年度は 100g ほど増加しています。

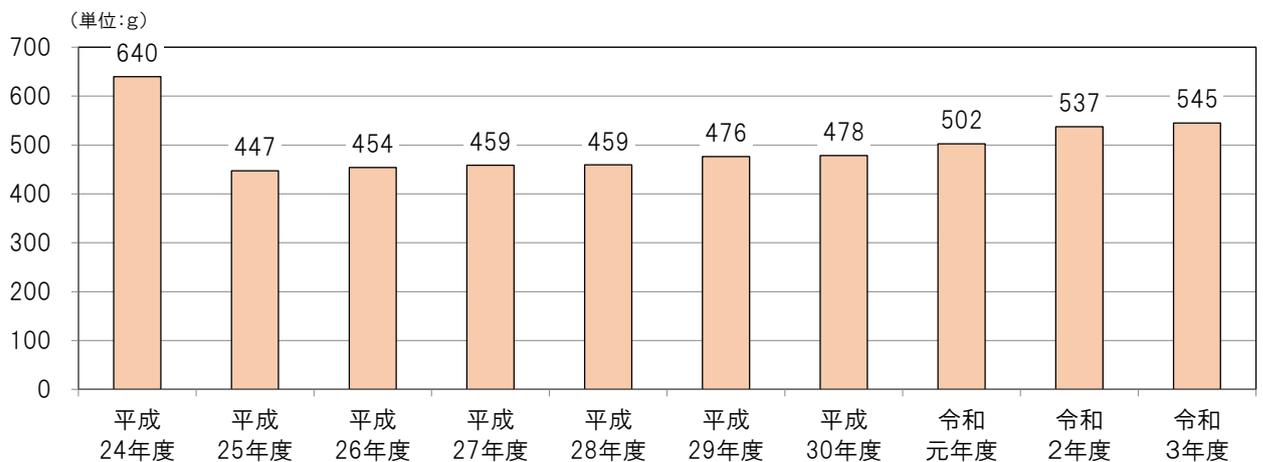
[町民 1 人あたりの家庭系ごみ排出量の推移]

	家庭系ごみ (資源ごみ除く) 総排出量 (t) A	ごみ処理人口 (人) B	町民 1 人あたりの 家庭系ごみ 年間排出量 (kg) C = A ÷ B	町民 1 人 1 日あた りの家庭系ごみ 排出量 (g) D = C ÷ 365
平成 24 年度	1,567	6,710	234	640
平成 25 年度	1,076	6,591	163	447
平成 26 年度	1,072	6,468	166	454
平成 27 年度	1,084	6,474	167	459
平成 28 年度	1,082	6,455	168	459
平成 29 年度	1,113	6,404	174	476
平成 30 年度	1,103	6,317	175	478
令和元年度	1,148	6,261	183	502
令和 2 年度	1,216	6,200	196	537
令和 3 年度	1,212	6,093	199	545

※ごみ処理人口は毎年 10 月 1 日の住民基本台帳人口

資料：住民課

[町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移]



資料：住民課

(10) 1人1日あたりごみ排出量の全国・三重県・県内各市町との比較

ごみ総排出量

令和2年度の人口1人1日あたりのごみ排出量を、全国、三重県、県内各市町と比較すると、総排出量、家庭系ごみ、事業系ともに三重県平均よりも排出量は少なく、いずれも29市町のうち20番目以下の順位となっています。しかし、家庭系ごみ排出量の全国平均は520gであるのに対し本町は537gと上回っています。

[全国、三重県、県内各市町の人口1人1日あたりごみ排出量および順位] (単位：g)

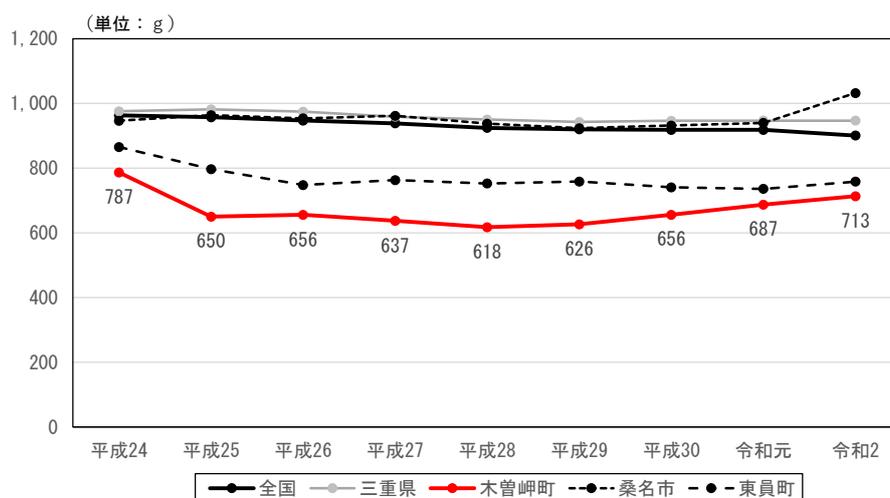
総排出量		家庭系ごみ		事業系ごみ				
1	紀北町	1,224	1	度会町	757	1	鳥羽市	421
2	鳥羽市	1,221	2	紀北町	740	2	紀北町	336
3	伊勢市	1,106	3	南伊勢町	727	3	伊勢市	326
4	志摩市	1,048	4	亀山市	724	4	四日市市	283
5	桑名市	1,032	5	志摩市	702	5	桑名市	281
6	熊野市	1,027	6	熊野市	693	6	津市	276
7	津市	1,018	7	桑名市	692	7	鈴鹿市	266
8	尾鷲市	1,011	8	鳥羽市	681		全国	252
9	南伊勢町	996	9	多気町	661	8	志摩市	246
10	松阪市	976	10	尾鷲市	656		三重県	245
11	亀山市	971	11	松阪市	649	9	松阪市	245
12	度会町	956	12	紀宝町	649	10	名張市	213
	三重県	947	13	伊勢市	617	11	尾鷲市	211
13	鈴鹿市	935	14	明和町	613	12	熊野市	185
14	多気町	934	15	玉城町	605	13	亀山市	178
15	四日市市	929	16	大紀町	604	14	いなべ市	173
	全国	901	17	大台町	603	15	菰野町	170
16	大台町	885		三重県	600	16	伊賀市	169
17	明和町	858	18	いなべ市	595	17	多気町	157
18	玉城町	856	19	津市	587	18	大台町	157
19	大紀町	821	20	鈴鹿市	579	19	明和町	151
20	紀宝町	817	21	四日市市	563	20	大紀町	149
21	菰野町	811	22	木曾岬町	537	21	南伊勢町	144
22	いなべ市	810	23	東員町	531	22	玉城町	131
23	伊賀市	790	24	御浜町	525	23	度会町	100
24	東員町	758	25	菰野町	523	24	川越町	85
25	名張市	740		全国	520	25	東員町	80
26	木曾岬町	713	26	伊賀市	519	26	木曾岬町	75
27	御浜町	708	27	名張市	495	27	朝日町	30
28	川越町	607	28	朝日町	475	28	紀宝町	4
29	朝日町	554	29	川越町	464	29	御浜町	0

資料：環境省「令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査」

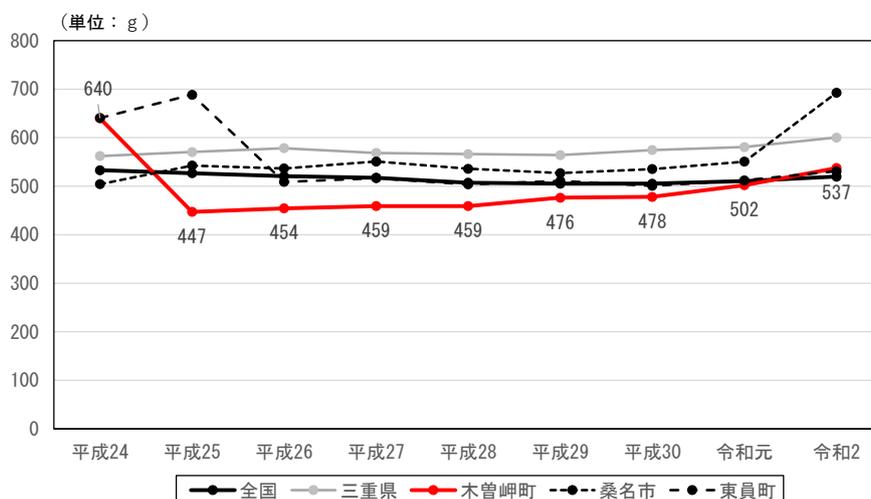
木曾岬町の値は住民課

[全国、三重県、木曾岬町、近隣市町の人口1人1日あたりごみ排出量の推移]

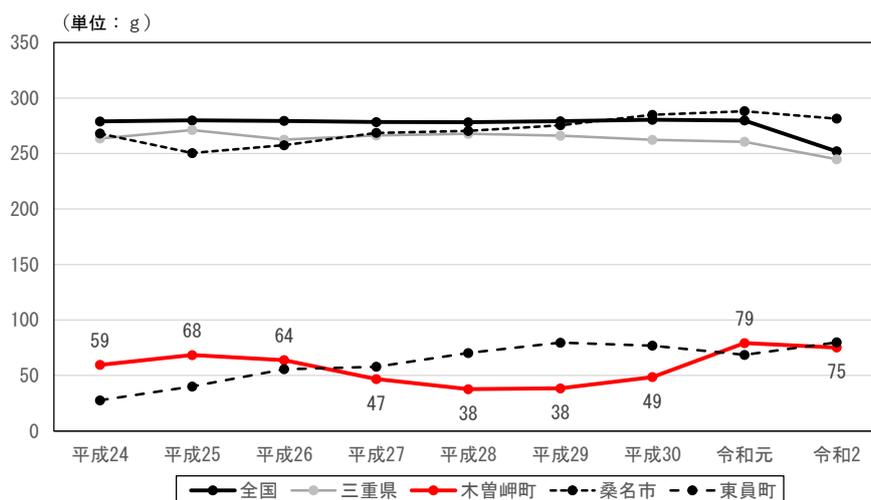
総排出量



家庭系ごみ



事業系ごみ



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査 平成24年度～令和2年度」  
木曾岬町の値は住民課

## 2. ごみ処理目標の達成状況

### (1) 10年前のごみ処理基本計画の目標値の達成状況

平成 25 年 3 月に策定した「木曾岬町一般廃棄物処理基本計画」の「第 1 編 ごみ処理基本計画」において、ごみの排出抑制の目標として下記の目標値を掲げています。

平成 29 年度においては、いずれの目標設定項目でも実績値は推計値を下回っていますが、令和 4 年度の目標値に対する令和 3 年度の実績値においては、「事業系ごみ」では目標値を下回っているものの、「ごみ・資源総量」、「家庭系ごみ」、「家庭系ごみ（資源ごみ除く）」では目標値を上回っています。

[ごみ排出抑制の 目標値および実績値] (単位：g)	基準	中間目標		最終目標	
	実績値	推計値	実績値	目標値	実績値
	平成 23 年	平成 29 年		令和 4 年	令和 3 年
ごみ・資源総量	798	741	626	665	682
家庭系ごみ	733	679	588	612	642
事業系ごみ	65	62	38	53	39
家庭系ごみ (資源ごみ除く)	566	496	476	410	545

資料：推計値は「木曾岬町一般廃棄物処理基本計画」（平成 25 年 3 月）  
実績値は住民課

### (2) 10年前のごみ処理基本計画の重点的に推進する項目および施策の達成状況

平成 25 年 3 月に策定した「木曾岬町一般廃棄物処理基本計画」の「第 1 編 ごみ処理基本計画」において、重点的に推進する項目および施策を示しています。

重点的に推進する項目として 12 の施策を位置付けており、そのうち 10 項目は実施されています。なお、未実施であった項目のうち「不法投棄が頻発する場所への監視カメラの設置」については、実施に向けた態勢は整えたものの町内において不法投棄頻発箇所の対象となる地点が生じなかったことにより未実施となっています。また「地域ごとの排出実態に関する調査」については、計画期間における町内各地域でのごみの排出実態について顕著な差異が生じなかったことにより未実施となっています。

[重点施策および施策の実施状況]

施策項目	実施施策	重点 施策	実施の有無	
			済	未
<b>○ごみ減量を積極的に行うための意識改革</b>				
ゴミに関する意識啓発の充実	広報による啓発		○	
	「ごみの出し方ハンドブック」の随時改訂	○	○	
	公共施設での展示による啓発		○	
	町内一斉清掃の実施		○	
ごみに関する知識の普及	小学校・中学校におけるごみに関する教育の実施		○	
	廃棄物減量推進委員（仮称）の育成		○	
	外国語の説明の作成		○	
不法投棄・散乱ごみ対策	自治会等と連携した集積場の管理の強化	○	○	
	不法投棄発生場所への看板の設置		○	
	不法投棄が頻発する場所への監視カメラの設置	○		○
	道路に面した土地の草刈、柵の設置等の推進		○	
	自動販売機設置個所における回収箱の設置		○	
<b>○ごみの発生・排出抑制と再使用の推進・促進</b>				
生ごみの減量・自家処理の促進	家庭における生ごみの減量に関する情報提供	○	○	
	生ごみを出さない調理法に関する情報提供			○
	生ごみ処理槽・処理機設置補助金交付の実施および交付対象の見直し	○	○	
	生ごみの自家処理によって発生した堆肥の回収			○
	地域における大型生ごみ処理機の設置の検討	○	○	
	行政による生ごみ分別回収・処理の検討			○
簡易包装・詰め替え商品の使用および使い捨て商品使用自粛の推進	小売店と協働した簡易包装やマイバッグ運動の推進		○	
	詰め替え商品の取扱い、ばら売り販売の推進			○
	イベント等におけるリユース食器利用の促進			○
収集手数料の値上げによる排出抑制	可燃・不燃・プラ収集手数料の値上げ検討		○	
	粗大ごみ回収手数料の値上げ検討		○	
不用品の循環・再使用の基盤整備	フリーマーケットの開催		○	
	リサイクルセンター設置の検討			○
<b>○資源化の推進・促進</b>				
資源ごみ分別の徹底	常設資源回収拠点の設置・役場での収集のPR	○	○	
	雑紙の分別収集の強化	○	○	
	小型家電の分別収集の検討	○	○	
	指名記入式透明ごみ袋収集に関する具体的検討	○	○	
	地域回覧板による資源ごみ回収日と収集品目の案内		○	
小売業との連携・協働	エコショップ認定制度の検討			○
	資源物の店頭回収に関する小売店との協議			○
集団回収の奨励	資源ごみ回収団体育成助成金交付の実施		○	
<b>○ごみに関する体制の整備</b>				
ごみに関する現状調査	地域ごとの排出実態に関する調査	○		○
	他地域の事例、ごみに関する最新技術動向の把握			○
事業系ごみ対策の推進	公共施設におけるごみ減量の率先行動実施	○	○	
	剪定木のリサイクルの取り組みの検討		○	
	業種に応じた事業系ごみの3Rの啓発			○
	事業者団体と連携した事業系ごみのリサイクル等に関する情報交換			○
資源ごみ中間処理の検討	町内における資源ごみ中間処理の検討			○

### 3. ごみの排出量の見込み

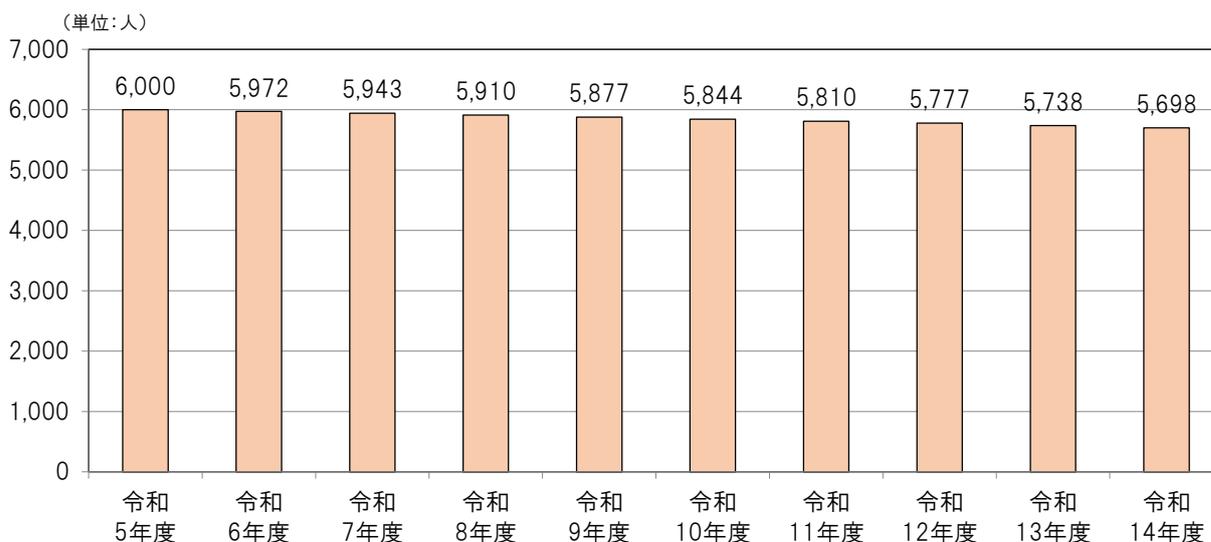
#### (1) 将来人口の見込み

本町の人口規模は、令和5年1月1日の住民基本台帳人口で5,994人となっています。本町における今後のごみの排出量の見込みを立てるにあたって、将来人口の動向をどうみるかが大きな変化要因となってきます。

本町の将来人口の見込みとしては、令和3年7月に策定した「木曾岬町 第2期人口ビジョン・総合戦略」における「第1部人口ビジョン 第3章将来の人口推計と分析 1 将来人口推計」の「シミュレーション2（シミュレーション1＋移動均衡）」において試算しており、人口の将来展望として2065年（令和47年）の総人口を概ね4,500人と設定しています。しかし、ここでの推計値は2015年度実施の国勢調査を基準に推計された値であり、その後の実際の人口動態の変動により、令和5年時点において推計値と実績値では120人ほどの差が生じています。そのため、本計画においては、人口の将来展望としては2065年（令和47年）の総人口を概ね4,500人のままとし、人口変動の傾向も上記シミュレーションを採用しながら、令和5年度人口を6,000人と設定し、令和5年時点における推計値と実績値の差について補正をかけた値を将来人口の見込みと設定します。なお、「木曾岬町 第2期人口ビジョン・総合戦略」においては5年単位での推計値のみが示されているため、その間の年度においては推計値を案分して試算しています。

計画の中間年度となる令和9年度の将来人口は5,877人、目標年度となる令和14年度の将来人口は5,698人と予測されます。

#### [将来人口の予測]



## (2) ごみ区分別のごみ排出量の将来予測

将来にわたるごみ排出量を予測するにあたり、ごみ区分別の排出量の将来予測を以下の条件で行いました。

推計に用いる基準とする実績は、基本的に令和元年度から令和3年度の過去3年間としました。ごみ区分ごとのごみ排出量の推計には、「直線式」、「べき乗式」、「指数式」、「ロジスティック式」による推計方法を用いました。推計を行う計算式を以下に示します。

### [推計方法と計算式]

名称	数式	特徴
直線式	$y = a x + b$	単調な増加（減少）を示す直線
べき乗式	$y = b x^a$	年とともに増加率（減少率）が増大していく曲線
指数式	$y = b a^x$	年とともに緩やかに増加（減少）していく曲線
ロジスティック式	$y = k / (1 + b e^{-a x})$	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線

- ※ y：ごみ排出量  
 x：年度数（令和元年度を  $x = 1$  とし、その後1年ごとに  $x$  が1増加）  
 a：係数  
 b：係数  
 k：係数  
 e：べき乗を表す

<係数の例（今回の推計における「可燃ごみ」の場合）>

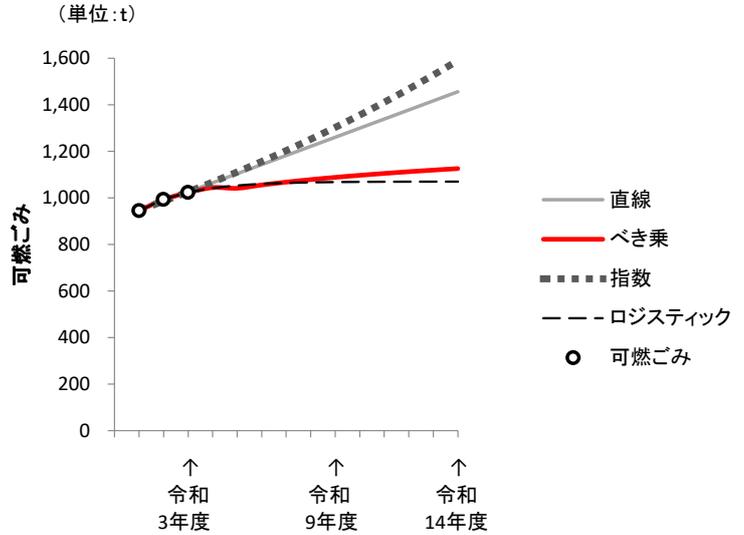
	a	b	k
直線式	39.09	908.86	—
べき乗式	0.07	944.84	—
指数式	1.04	911.13	—
ロジスティック式	0.53	0.22	1,070.42

## 家庭系ごみ

### 可燃ごみ（家庭系）

- 可燃ごみ（家庭系）は、基準期間において増加傾向となっています。
- 家庭系ごみの排出傾向としては今後も増加することが予測されますが、将来人口は減少すると見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[可燃ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[可燃ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

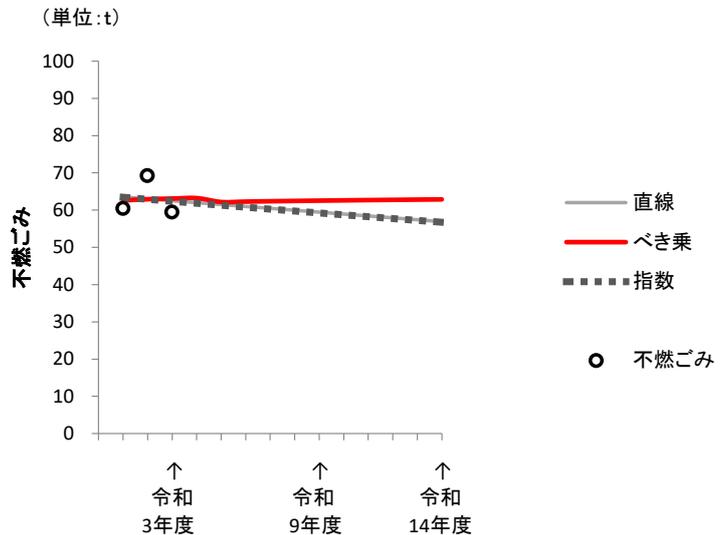
(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	945	993	1,023											
推計値				1,044	1,042	1,056	1,068	1,079	1,089	1,098	1,106	1,113	1,120	1,127

### 不燃ごみ（家庭系）

- 不燃ごみ（家庭系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[不燃ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[不燃ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

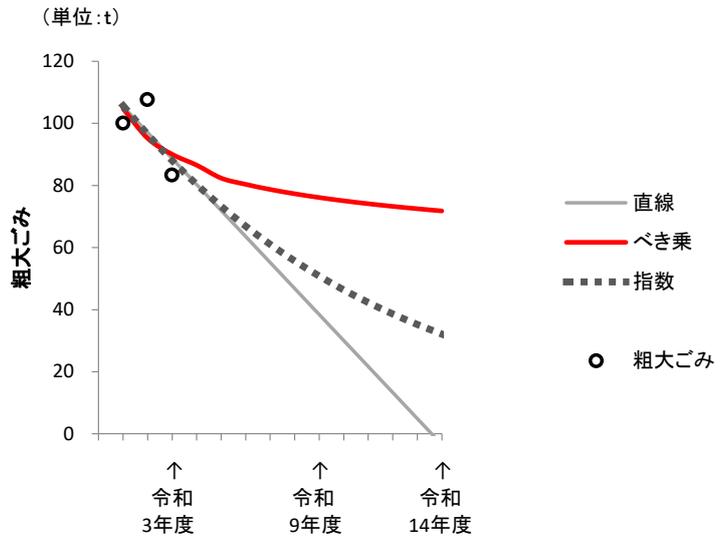
(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	60	69	59											
推計値				63	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63

### 粗大ごみ（家庭系）

- 粗大ごみ（家庭系）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[粗大ごみ（家庭系）の実績値および推計]



[粗大ごみ（家庭系）の実績値および推計値（べき乗式）]

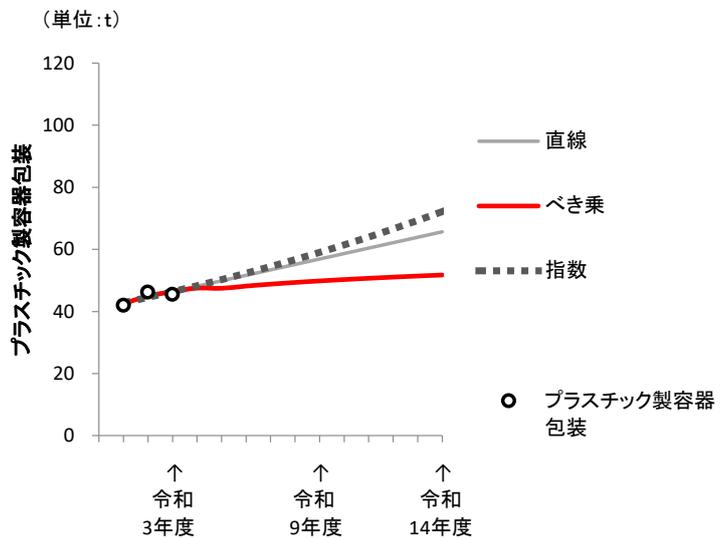
(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	100	108	83											
推計値				87	82	80	79	77	76	75	74	73	73	72

### プラスチック製容器包装

- プラスチック製容器包装は、基準期間においてほぼ横ばいとなっています。
- 今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[プラスチック製容器包装の実績値および推計]



[プラスチック製容器包装の実績値および推計値（べき乗式）]

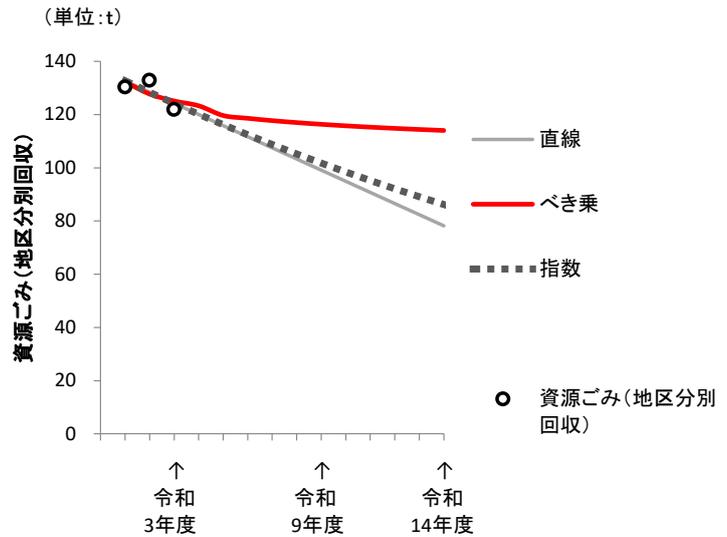
(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	42	46	46											
推計値				47	47	48	49	49	50	50	51	51	51	52

### 資源ごみ（地区別回収）

- 資源ごみ（地区別回収）は、基準期間において増減を繰り返しています。
- 今後は若干減少傾向の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[資源ごみ（地区別回収）の実績値および推計]



[資源ごみ（地区別回収）の実績値および推計値（べき乗式）]

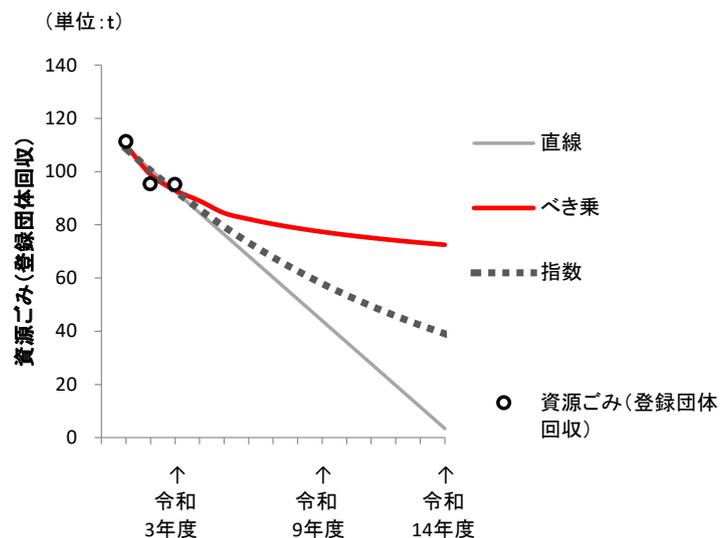
(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	130	133	122											
推計値				123	120	119	118	117	116	116	115	115	114	114

### 資源ごみ（登録団体回収）

- 資源ごみ（登録団体回収）は、基準期間において減少傾向なっています。
- 今後も若干減少する程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[資源ごみ（登録団体回収）の実績値および推計]



[資源ごみ（登録団体回収）の実績値および推計値（べき乗式）]

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	111	95	95											
推計値				89	84	82	80	79	77	76	75	74	73	73

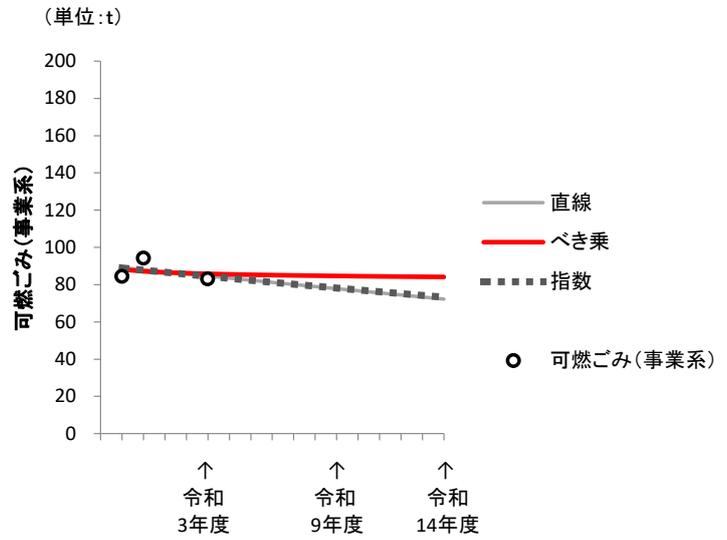
## 事業系ごみ

### 可燃ごみ（事業系）

○可燃ごみ（事業系）は、令和元年度、令和2年度の実績値が他年度の2倍ほどの値となっています。令和3年度には以前程度の値に戻ったことから、ここでは令和元年度、令和2年度を除き、代わりに平成29年度、平成30年度の値により推計します。

○今後も増加傾向は継続すると予測されますが、大幅な変化要因は少ないことから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[可燃ごみ（事業系）の実績値および推計]



[可燃ごみ（事業系）の実績値および推計値（べき乗式）]

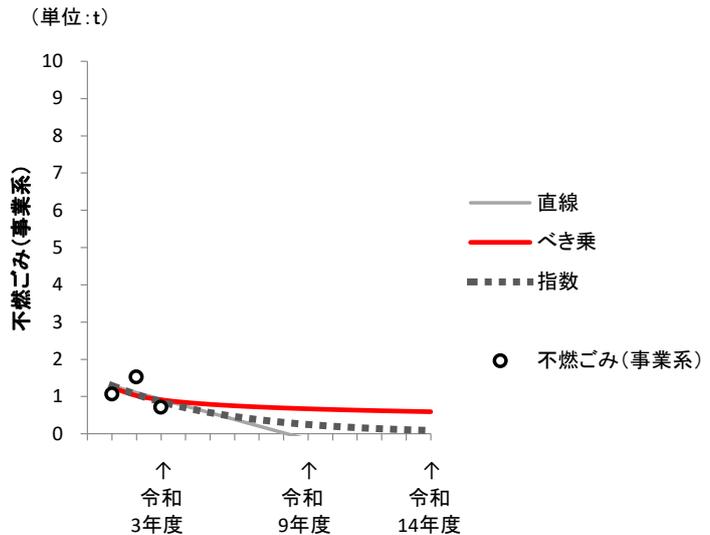
(単位：t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	84	94	173	163	83											
推計値						86	85	85	85	85	85	85	84	84	84	84

### 不燃ごみ（事業系）

- 不燃ごみ（事業系）は、基準期間においてほぼ横ばいとなっています。
- 大幅な変化要因は少なく、今後もほぼ横ばい程度の排出量が見込まれることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[不燃ごみ（事業系）の実績値および推計]



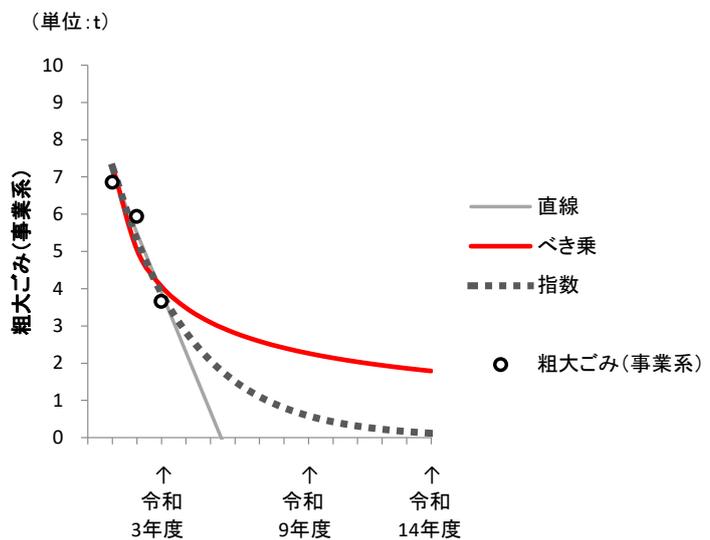
[不燃ごみ（事業系）の実績値および推計値（べき乗式）] (単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	1	2	1											
推計値				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### 粗大ごみ（事業系）

- 粗大ごみ（事業系）は、基準期間において減少傾向となっています。
- 推計では減少傾向が見込まれますが、今後の大幅な変化要因は少なく、排出量の大きな変化はないものと考えられることから、最も変動の少ない式を採用することが妥当であると考え、推計にあたってはべき乗式を採用します。

[粗大ごみ（事業系）の実績値および推計]



[粗大ごみ（事業系）の実績値および推計値（べき乗式）] (単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
実績値	7	6	4											
推計値				3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2

### (3) ごみの総排出量の将来予測

#### 家庭系ごみ

ごみ区分別に算出したごみ排出量の将来予測から見込む家庭系のごみ排出量は、中間見直し年度である令和9年度には1,471 t、最終目標年度である令和14年度には1,501 tになると予測されます。

#### [家庭系ごみの将来予測排出量の推移]

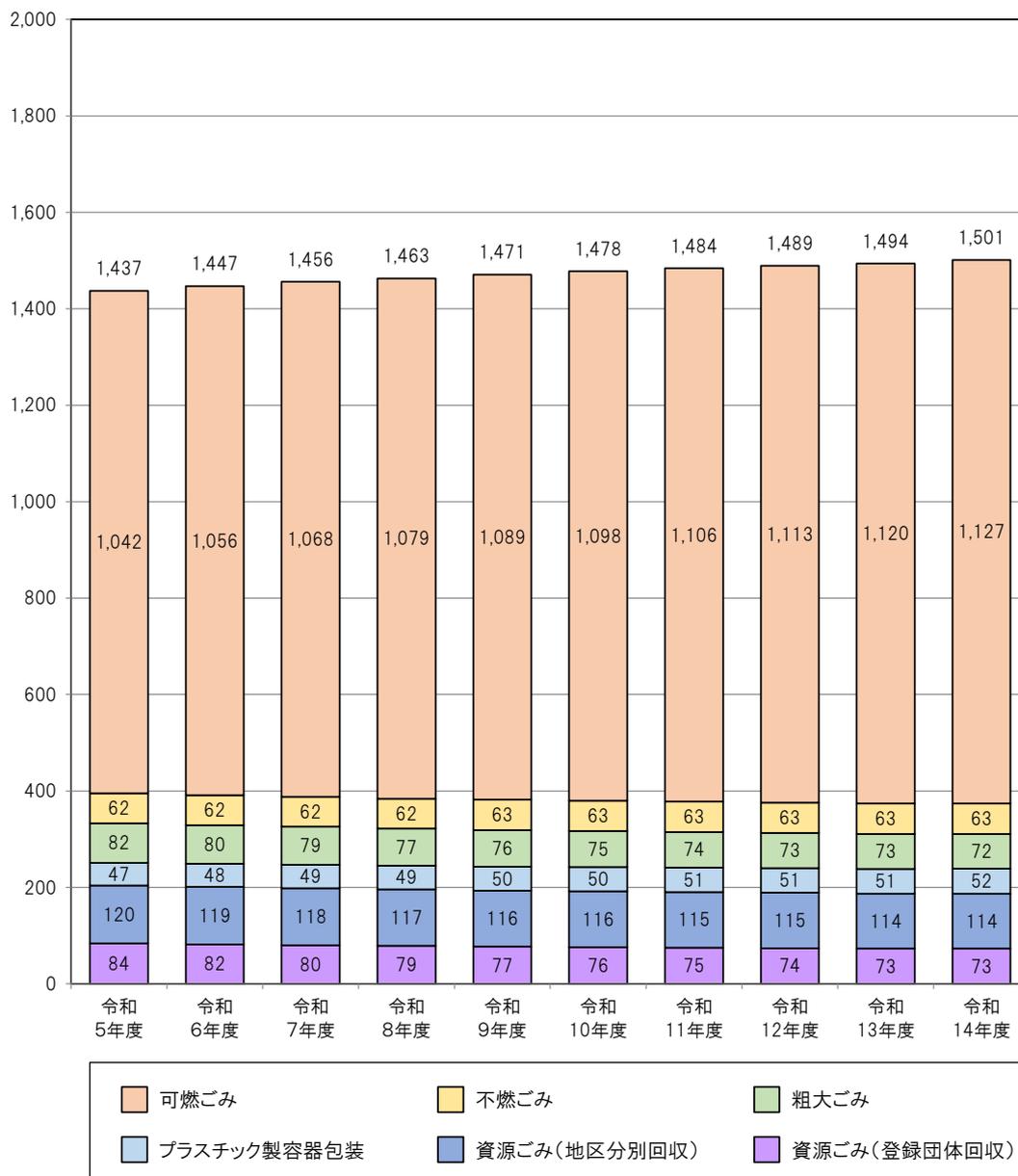
(単位：t)

	可燃ごみ (家庭系)	不燃ごみ (家庭系)	粗大ごみ (家庭系)	プラスチック製 容器包装
令和5年度	1,042	62	82	47
令和6年度	1,056	62	80	48
令和7年度	1,068	62	79	49
令和8年度	1,079	62	77	49
令和9年度	1,089	63	76	50
令和10年度	1,098	63	75	50
令和11年度	1,106	63	74	51
令和12年度	1,113	63	73	51
令和13年度	1,120	63	73	51
令和14年度	1,127	63	72	52

	資源ごみ (地区分別回収)	資源ごみ (登録団体回収)	家庭系ごみの排出量
令和5年度	120	84	1,437
令和6年度	119	82	1,447
令和7年度	118	80	1,456
令和8年度	117	79	1,463
令和9年度	116	77	1,471
令和10年度	116	76	1,478
令和11年度	115	75	1,484
令和12年度	115	74	1,489
令和13年度	114	73	1,494
令和14年度	114	73	1,501

## [家庭系ごみの将来予測排出量の推移]

(単位:t)



## 事業系ごみ

ごみ区分別に算出したごみ排出量の将来予測から見込む事業系のごみ排出量は、中間見直し年度である令和9年度には88t、最終目標年度である令和14年度には87tとなると予測されます。

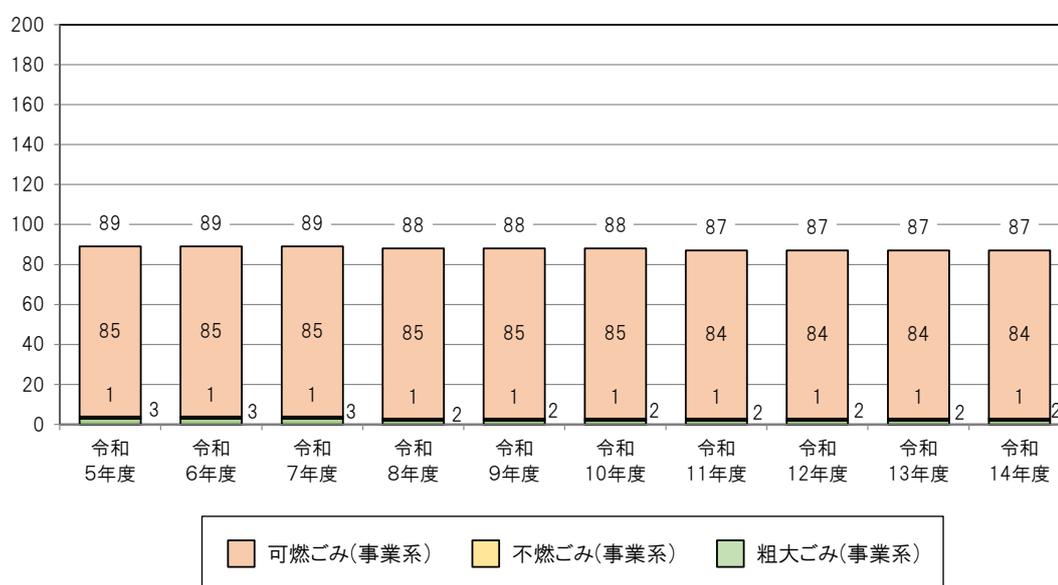
〔事業系ごみの将来予測排出量の推移〕

(単位：t)

	可燃ごみ (事業系)	不燃ごみ (事業系)	粗大ごみ (事業系)	事業系ごみの排出量
令和5年度	85	1	3	89
令和6年度	85	1	3	89
令和7年度	85	1	3	89
令和8年度	85	1	2	88
令和9年度	85	1	2	88
令和10年度	85	1	2	88
令和11年度	84	1	2	87
令和12年度	84	1	2	87
令和13年度	84	1	2	87
令和14年度	84	1	2	87

〔事業系ごみの将来予測排出量の推移〕

(単位:t)



## ごみの総排出量

本町において将来見込まれるごみの総排出量は、中間見直し年度である令和9年度には1,559 t、最終目標年度である令和14年度には1,588 tとなると予測されます。

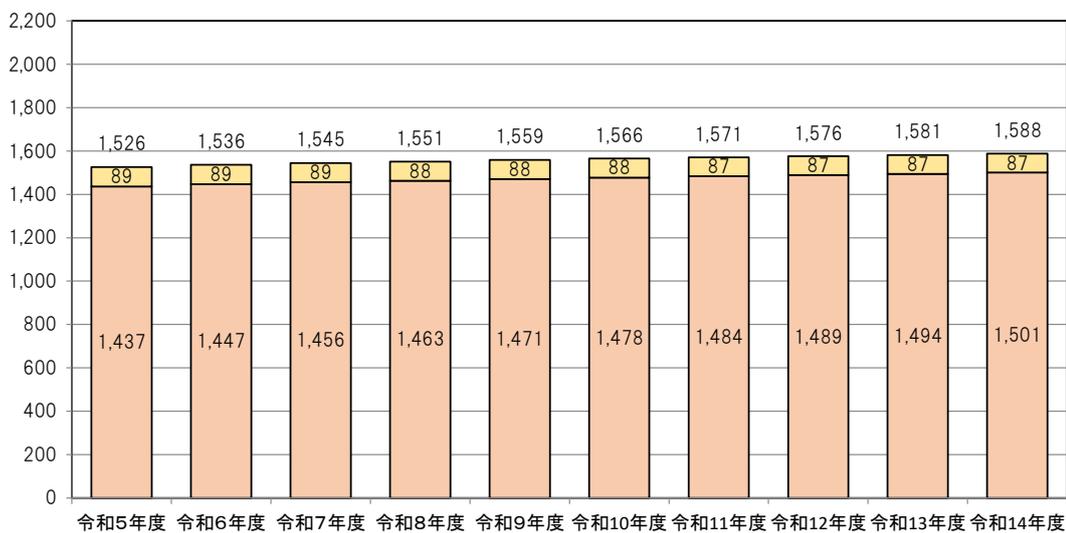
### [ごみの総排出量の将来予測の推移]

(単位：t)

	家庭系ごみの排出量		事業系ごみの排出量	ごみの総排出量
		うち家庭系ごみ (資源ごみ除く)		
令和5年度	1,437	1,233	89	1,526
令和6年度	1,447	1,246	89	1,536
令和7年度	1,456	1,258	89	1,545
令和8年度	1,463	1,267	88	1,551
令和9年度	1,471	1,278	88	1,559
令和10年度	1,478	1,286	88	1,566
令和11年度	1,484	1,294	87	1,571
令和12年度	1,489	1,300	87	1,576
令和13年度	1,494	1,307	87	1,581
令和14年度	1,501	1,314	87	1,588

### [ごみの総排出量の将来予測の推移]

(単位:t)



#### (4) 町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測

家庭系ごみの排出量に関する目標値として、町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量について、中間見直し年度である令和 9 年度に 596 g、最終目標年度である令和 14 年度に 632 g になると予測されます。

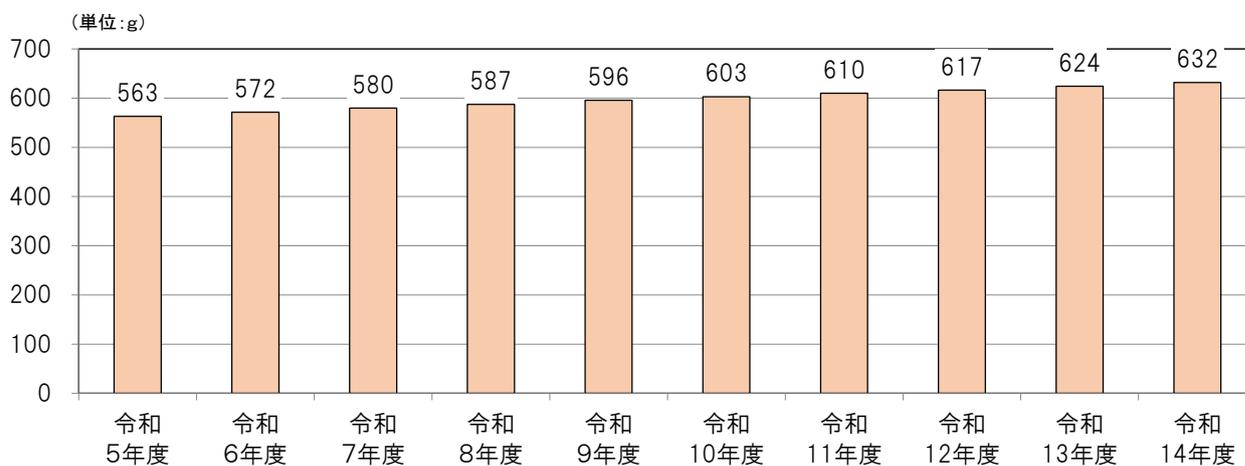
[基準年度] 令和 3 年度	[中間年度] 令和 9 年度	[目標年度] 令和 14 年度
545 g	596 g	632 g

#### [町民 1 人あたりの家庭系ごみ排出量の推移]

	家庭系ごみ (資源ごみ除く) 総排出量 (t) A	ごみ処理人口 (人) B	町民 1 人あたりの 家庭系ごみ 年間排出量 (kg) $C = A \div B$	町民 1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ 排出量 (g) $D = C \div 365$
令和 5 年度	1,233	6,000	206	563
令和 6 年度	1,246	5,972	209	572
令和 7 年度	1,258	5,943	212	580
令和 8 年度	1,267	5,910	214	587
令和 9 年度	1,278	5,877	217	596
令和 10 年度	1,286	5,844	220	603
令和 11 年度	1,294	5,810	223	610
令和 12 年度	1,300	5,777	225	617
令和 13 年度	1,307	5,738	228	624
令和 14 年度	1,314	5,698	231	632

※ごみ処理人口は毎年 10 月 1 日の住民基本台帳人口

#### [町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ総排出量の将来予測]



---

## 4. ごみ処理基本方針

---

### (1) 将来の姿

---

本町において、家庭から出される1人1日あたりのごみ排出量は、平成25年度に最も少なくなりましたが、それ以降では年々増加を続けています。また令和2年の新型コロナウイルスの流行により経済活動や生活行動習慣が大きく変わっており、令和2年、3年における1人1日あたりのごみ排出量はそれまでの傾向に比べより増加しています。

一方で住民のごみ処理対策についての関心は依然として高くなっており、環境保全や省資源・省エネルギーへの対応の必要性がより一層認識され、ごみの減量化により環境への負荷をできる限り軽減し、限りある資源を有効に利用するための、町民・事業者・行政が連携した取り組みを推進していくことが重要です。

このような状況から、本町では前回計画から引き続きごみの発生量を減らすことを最優先とすることとし、取り組みを進めたまちの「将来の姿」として

### 「快適に住み続けられる、持続可能な資源循環のまち」

の実現をめざしていきます。



## (2) 基本方針と基本的な施策

「将来の姿」を実現するための取り組みの「基本方針」および「基本的な施策」について、前期計画における施策内容を踏まえつつ、これからの10年間のごみ処理対策に向けた取り組みを進めるため以下のとおり設定します。

基本方針	基本的な施策
(1) ごみ減量を積極的に行うための意識改革	(1)-①ごみに関する意識啓発の充実
	(1)-②ごみに関する知識の普及
	(1)-③ごみの不法投棄の防止
(2) 3R運動の促進	(2)-①資源ごみ分別の徹底
	(2)-②小売業との連携・協働
	(2)-③資源物の循環・再使用
(3) ごみの発生・排出抑制と再使用の推進・促進	(3)-①家庭での発生・排出抑制
	(3)-②事業所での発生・排出抑制
(4) ごみ収集・処理体制の充実	(4)-①ごみに関する適正な体制の整備
	(4)-②ごみの収集・運搬体制の整備
	(4)-③ごみの適正処理の推進

### (3) 施策の内容

「将来の姿」の実現をめざすとともに「基本方針」に基づいた「基本的な施策」の実行を図るため、以下の具体的な施策を実施していきます。

#### 基本方針(1) ごみ減量を積極的に行うための意識改革

基本的な施策	実施施策	取組内容
(1)-①ごみに関する意識啓発の充実	広報による啓発	● 広報で定期的に3Rやごみ出し等、ごみに関するライフスタイルについて情報提供や啓発を行います。
	「ごみの出し方ハンドブック」の随時改訂	● 協議会等、外部の意見を踏まえて適宜ハンドブックの改訂を行います。
	公共施設での展示による啓発	● 環境月間等の機会に、役場等の公共施設においてごみ排出量推移表や減量目標・達成状況等の展示を行い、情報発信を進めます。
	マイバッグ、マイボトル等の普及啓発	● マイバッグやマイボトル、マイ箸等の持参が定着するよう普及啓発を行います。
(1)-②ごみに関する知識の普及	町内一斉清掃の実施	● 引き続き自治会および企業の協力を得て町内一斉清掃を実施します。
	次世代を担う子どもたちへの教育の実施	● ごみの減量に対する意識を育むため、副読本やごみ処理施設の見学、学校での出前講座等を通じてごみに関する教育を実施します。
	廃棄物減量推進員（仮称）の育成	● 地域におけるごみの減量・分別について助言を行う人材を育成するため、廃棄物減量推進員制度（仮称）の導入の検討を行います。
(1)-③ごみの不法投棄の防止	外国人住民への対応	● ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民の方に対する、ごみの出し方、分別、減量等に関する情報提供を行います。
	自治会等と連携した集積場の管理の強化	● 地域が行う集積場の配置や管理について支援を行います。
	不法投棄発生場所への看板の設置	● 不法投棄発生場所への看板の設置を行い、不法投棄防止について啓発を行います。
	不法投棄等が頻発する場所への監視体制の強化	● 不法投棄等が頻発する場所へは監視員やカメラ等による監視体制の強化を図ります。
	道路に面した土地の草刈、柵の設置等の推進	● 不法投棄の防止に向けて、道路に面した土地の草刈、柵の設置等について必要に応じて土地の管理者と協議を行います。

基本方針(2) 3R運動の促進

基本的な施策	実施施策	取組内容
(2)-①資源ごみ分別の徹底	資源回収拠点の支援・PR	● 「輪心乃里」で行われている資源回収拠点の管理体制を支援するとともに、広報等で周知し、認知度を高めます。
	分別強化の推進	● 雑紙などの紙類や布・衣類、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルといった資源物の可燃ごみへの混入を防ぐため、分別知識の普及および分別手段の提供を行います。
(2)-②小売業との連携・協働	資源物の店頭回収の実施	● 牛乳パック、ペットボトル、トレイ、びん、缶等の店頭回収の実施について検討を行います。
	イベント等におけるリユース食器利用の推進	● 町の主催するイベント等においてリユース食器の使用を推進します。
(2)-③資源物の循環・再使用	資源ごみ回収団体への支援・活性化	● 紙類などの市場が悪化している現状を踏まえて、資源ごみ回収団体の活動を支援し、団体の活性化を図ります。
	フリーマーケットの開催	● 町のイベントにおけるフリーマーケットを開催し、リサイクルの機会の提供を図ります。
	リサイクルセンターの活用促進	● 不用品の地域内循環を促進するため、桑名広域清掃事業組合 資源循環センター リサイクルの森における「モノ・コトショップ」など不用品交換施設についての情報発信を行います。

基本方針(3) ごみの発生・排出抑制と再使用の推進・促進

基本的な施策	実施施策	取組内容
(3)-①家庭での発生・排出抑制	食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、町民にとって身近な取り組みである「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発をはじめ、事業者との連携による発生抑制やリサイクルの推進など、様々な角度からの取り組みを進めます。</li> </ul>
	家庭における生ごみの減量に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭における生ごみ減量の手法や資機材・使い方等について、広報やイベント等で情報提供を行います。また、公共施設やイベント等において、水切りネットの配布等を行います。</li> </ul>
	家庭における生ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ処理槽・処理機設置補助金を継続するとともに、個人や地域単位での取り組みを支援します。</li> </ul>
(3)-②事業所での発生・排出抑制	公共施設におけるごみ減量の率先行動実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役場等の公共施設において率先行動としてごみ減量に取り組みます。</li> </ul>
	剪定枝・刈草のリサイクルの取り組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街路樹・公園などの公共事業による剪定枝や刈草のリサイクルについて、検討を行います。</li> </ul>
	業種に応じた事業系ごみの3Rの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造業における生産工程での3Rの推進、飲食業における使い捨て物品の使用抑制、小売業などにおける包装材の削減などの呼び掛けを行います。</li> </ul>
	事業者団体と連携した事業系ごみのリサイクル等に関する情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系ごみの資源化について、事業者団体と連携して事業者へ情報提供を行います。</li> </ul>

#### 基本方針(4) ごみ収集・処理体制の充実

基本的な施策	実施施策	取組内容
(4)-①ごみに関する適正な体制の整備	粗大ごみ回収手数料の検討	● 粗大ごみ回収手数料について、近隣市町の状況を調査し、適正価格の検討を行います。
	他地域の事例、ごみに関する最新技術動向の把握	● 他地域の事例、ごみに関する最新技術動向について、継続的に情報収集を行います。
(4)-②ごみの収集・運搬体制の整備	高齢や障害などに対応した取り組み	● 高齢や障害などによりごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図るための支援について検討を行います。
	効率的な収集運搬体制の構築	● 人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や町民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続のあり方について検討を行います。
	集積所管理の推進	● ごみ集積所の排出マナーの悪さはごみの散乱を招き、ポイ捨てや不法投棄の懸念があることから、排出マナーが向上するよう、地域での清潔保持や意識向上につながる啓発を進めます。
(4)-③ごみの適正処理の推進	災害廃棄物への対応	● 地震や台風・大雨等の災害時に、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備や関係団体との連携強化を図るなど、災害発生への備えを進めます。
	適正処理困難物への対応	● ごみ処理施設で処理ができない「適正処理困難物」について、町民への適正な廃棄の周知を図ります。
	脱炭素社会に向けた取り組み	● 収集運搬、処理施設および最終処分における温室効果ガス排出量の削減に努めます。

#### (4) 排出抑制の将来目標

##### 上位計画等における将来目標の設定状況

国では、「第四次循環型社会推進基本計画」（平成 30 年 6 月）において、令和 7（2025）年度のごみ排出量の将来目標として、1 人 1 日当たりごみ排出量を約 850 g / 人 / 日、家庭系の 1 人 1 日当たりごみ排出量を約 440 g / 人 / 日と設定しています。

##### 〔国におけるごみ排出量の将来目標〕

指標	数値目標（令和 7（2025）年）
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g / 人 / 日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g / 人 / 日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t

三重県では、「三重県ごみゼロ社会実現プラン」（平成 21 年 12 月改訂）において、以下の基本目標を掲げています。

##### 〔三重県におけるごみ排出に関する将来目標〕

項目	目標（令和 7（2025）年）	
	指標	目標値
①ごみの発生・排出抑制に関する目標	家庭系ごみの排出削減率（対 2002 年比）	30%削減
	事業系ごみの排出削減率（対 2002 年比）	30%削減
②資源の有効利用に関する目標	資源としての再利用率	50%
③ごみの適正処分に関する目標	ごみの最終処分量	0 t

本町では、「木曾岬町 第 5 次総合計画 後期基本計画」（2019 年～2023 年）において、ごみ処理対策に関する目標値として以下の基本成果指標を掲げています。

##### 〔木曾岬町総合計画におけるごみ処理対策に関する目標値〕

基本成果指標	単位	現状：実績値		目標値		参考：実績値
		平成 25 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 3 年度
町民 1 人当たり ごみ排出量	kg / 人 / 年	176	175	173	168	199
町および住民団体による 資源回収量	t / 年	350	265	270	295	217
生ごみ処理槽、処理機 設置補助金交付	件 / 年	3	3	10	10	7

## ごみ排出抑制の将来目標

### ①家庭系ごみ排出量

本計画での家庭系ごみの排出抑制の将来目標として、町民が実感しやすい指標として、1人1日当たり排出量により設定します。

本町における家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、令和3年度で545g/人/日であり、国の設定する目標の約440g/人/日に比べ100gほど多い状況となっています。そのような状況を踏まえ、国の目標達成は困難であることから、段階的に目標を見直していく必要があります。一方で、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」の導入による影響もあり、排出されるごみの量は増加傾向にあります。本町でも、ごみ処理量の増加が見込まれるなど、影響が見通せない部分もあるため、家庭系ごみの排出抑制の将来目標は、中間見直し年度である令和9年度に536g、最終目標年度である令和14年度に505gになることをめざします。

### ②事業系ごみ排出量

本町における事業系ごみの排出抑制の将来目標として、事業系ごみの年間排出量により設定します。

本町における事業系ごみ年間排出量は、令和3年度において87tであり、将来予測においては中間見直し年度である令和9年度に88t、最終目標年度である令和14年度に87tになると予測されています。今後の経済動向や町内での事業活動の状況の予測は難しいものの、社会全体としての排出抑制を進めていく必要があることから、事業系ごみの排出抑制の将来目標として、中間見直し年度である令和9年度に79t、最終目標年度である令和14年度に70tになることをめざします。

基本成果指標	単位	実績値 (令和3年度)	中間年度 (令和9年度)	目標年度 (令和14年度)
町民1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人/日	545	536	505
			推計値596gから 10%削減を努力する	推計値632gから 20%削減を努力する
事業系ごみの年間 排出量	t	87	79	70
			推計値88tから 10%削減を努力する	推計値87tから 20%削減を努力する

## ごみ排出抑制の将来目標実現のための取組方策

ごみ排出抑制の将来目標を実現するため、以下の取り組みの推進を図っていきます。

### ①家庭系ごみの排出

#### ◆食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル

- ・食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、町民にとって身近な取り組みである「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発をはじめ、事業者との連携による発生抑制やリサイクルの推進など、様々な角度からの取り組みを進めます。

#### ◆雑紙・プラスチック製容器包装等の分別徹底

- ・雑紙等の再生可能な紙類について、引き続き分別徹底を推進するなど紙類のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。  
また、プラスチック製容器包装のほか、缶・びん・ペットボトル等の資源物についても分別徹底を推進するとともに、さらなる資源物のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

#### ◆生ごみ自家処理の推進による減量

- ・生ごみ処理機の普及啓発を進めるなど生ごみの自家処理を行う家庭の増加を図ることにより、ごみ排出量の減量化をめざします。

### ②事業系ごみの排出

#### ◆事業ごみの適正排出および分別徹底

- ・事業ごみの減量を進めるためには、産業廃棄物や紙類等の資源物の混入防止が重要であることから、内容物検査の実施や排出事業者への指導、環境配慮の取り組みの促進など、事業ごみの適正排出と分別の徹底を促します。

## (5) 重点施策

「将来の姿」の実現をめざすとともに、「排出抑制の将来目標」の達成を実行していくため、「施策の内容」で示した施策のうち、下記で「重点施策」と位置づける施策について、特に重点的に実施を図っていきます。

施策項目	実施施策	重点施策
<b>基本方針(1) ごみ減量を積極的に行うための意識改革</b>		
(1)-① ごみに関する意識啓発の充実	広報による啓発	
	「ごみの出し方ハンドブック」の随時改訂	
	公共施設での展示による啓発	
	マイバッグ、マイボトル等の普及啓発	
(1)-② ごみに関する知識の普及	町内一斉清掃の実施	
	次世代を担う子どもたちへの教育の実施	
	廃棄物減量推進委員（仮称）の育成	
(1)-③ ごみの不法投棄の防止	外国人住民への対応	●
	自治会等と連携した集積場の管理の強化	●
	不法投棄発生場所への看板の設置	
	不法投棄が頻発する場所への監視体制の強化	
<b>基本方針(2) 3R運動の促進</b>		
(2)-① 資源ごみ分別の徹底	道路に面した土地の草刈、柵の設置等の推進	
	資源回収拠点の支援・PR	●
(2)-② 小売業との連携・協働	分別強化の推進	
	資源物の店頭回収の実施	●
(2)-③ 資源物の循環・再使用	イベント等におけるリユース食器利用の推進	
	資源ごみ回収団体への支援・活性化	●
	フリーマーケットの開催	
<b>基本方針(3) ごみの発生・排出抑制と再使用の推進・促進</b>		
(3)-① 家庭での発生・排出抑制	リサイクルセンターの活用促進	
	食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル	
	家庭における生ごみの減量に関する情報提供	
(3)-② 事業所での発生・排出抑制	家庭における生ごみの資源化の推進	●
	公共施設におけるごみ減量の率先行動実施	●
	剪定木・刈草のリサイクルの取り組みの検討	●
	業種に応じた事業系ごみの3Rの啓発	
<b>基本方針(4) ごみ収集・処理体制の充実</b>		
(4)-① ごみに関する適正な体制の整備	事業者団体と連携した事業系ごみのリサイクル等に関する情報交換	
	粗大ごみ回収手数料の検討	
(4)-② ごみの収集・運搬体制の整備	他地域の事例、ごみに関する最新技術動向の把握	
	高齢や障害などに対応した取り組み	●
	効率的な収集運搬体制の構築	
(4)-③ ごみの適正処理の推進	集積所管理の推進	
	災害廃棄物への対応	●
	適正処理困難物への対応	
	脱炭素社会に向けた取り組み	●

## 5. その他ごみ処理に関し必要な事項

### (1) ごみの分別・収集区分

今後のごみの分別種類および収集形態については現行から継続し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみに区分していきます。

[今後のごみの種類および収集・処理区分]

品目		収集区分	登録団体※	
生ごみ		可燃ごみ		
紙製品、汚れた紙箱など				
プラスチック製品				
ゴム・革製品				
枝木・木製品				
布製品		不燃ごみ		
金属製品				
ガラス製品・陶磁器類				
かばん類 (小型)				
アルミホイル製品				
家具類		粗大ごみ		
自転車類				
ふとん・じゅうたん類				
木・剪定材				
かばん類 (大型)				
紙類	新聞	資源ごみ	○	
	チラシ・雑誌・雑紙		○	
	牛乳パック		○	
	段ボール		○	
布類			○	
ペットボトル類			○	
びん類	透明ビン		○	
	茶色ビン		○	
	その他ビン		○	
缶類	アルミ缶		○	
	スチール缶		○	
家庭用発泡トレイ			○	
廃食用油			○	
台所用品			○	
家庭用農具・大工道具			○	
スプレー缶				
家電製品				
ボトル類			プラスチック製 容器包装	
トレイ類				
カップ・パック類				
ポリ袋類				
網・ネット類				
緩衝材類				
ふた類				
乾電池		有害ごみ		
蛍光管				
体温計・温度計				

※資源ごみ回収登録団体

[プラスチック資源循環法の施行に伴う分別収集・再商品化等への対応]

- 令和4年度より「プラスチック資源循環法」が施行され、同法第6条で、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。
- 現在、桑名市、東員町および桑名広域清掃事業組合とともに、将来におけるプラスチック使用製品廃棄物の取り組みの推進に向けて協議を進めており、当面の間、現状の分別収集および処理方法を継続していきますが、今後も社会情勢や国・県・他自治体等の動向を踏まえつつ、実施方法や実施時期等を決定していきます。

## (2) 収集対象

---

収集対象地域は町内全域であり、家庭系ごみを収集対象とします。  
事業系ごみについては、今後も許可業者による収集を継続します。

## (3) 収集・運搬計画

---

収集運搬体制、収集方式、収集頻度および排出方式は、当面の間現状を継続することを基本とします。

収集頻度は家庭内での貯留可能量（特に資源ごみ）を考慮し、サービスレベルが低下しないよう随時見直します。

また、集積場の設置場所および箇所数については、人口の増加の状況等に応じて随時見直すものとします。なお、中間処理施設の更新、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、収集区分、収集運搬方法等を変更することがあります。

収集運搬体制の効率化により、収集運搬に係るエネルギー消費量の低減を進め、環境負荷の低減を図ります。

## (4) 中間処理計画

---

中間処理については、桑名広域清掃事業組合の資源循環センターにおいて、リサイクルプラザおよびプラスチック類圧縮梱包施設における資源化処理が適切に行われていることから、これを継続し、今後も適正に中間処理を行うこととします。

現在主に可燃ごみの中間処理を行っている桑名広域清掃事業組合資源循環センターのごみ処理の体制および施設の維持に努めます。

## (5) 最終処分計画

---

最終処分の目的は、中間処理を経て減容化されたごみを、時間をかけて無害化・安定化することです。桑名広域清掃事業組合では最終処分場を保有していないため、当面の間、民間委託での最終処分を継続します。

## (6) その他ごみの処理に関する事項

---

「廃棄物の処理及び清掃に関する条例第八条及び条例施行規則第二条」に基づき、町の区域内における廃棄物の減量・リサイクル等に関する事項を、地域住民組織の代表、事業者、廃棄物処理業者などから構成されるごみリサイクル等推進協議会において必要があれば協議します。

# 生活排水処理基本計画

---

# 1. 生活排水処理の現状

---

## (1) 生活排水の処理主体

---

本町における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

### [生活排水処理の種類および処理主体]

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	木曾岬町
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	木曾岬町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
非水洗化	し尿	個人等
桑名広域環境管理センター	し尿、浄化槽汚泥	桑名・員弁広域連合

## (2) 生活排水の中間処理および最終処分の概況

本町における生活排水の中間処理および最終処分に関する施設の整備状況は以下のとおりです。

### ①中間処理施設の概要

し尿および生活雑排水は、公共下水道の終末処理場 1 か所および農業集落排水施設 4 か所において中間処理が行われています。

#### [中間処理施設の概要（公共下水道）]

施設名称	木曾岬東部地区クリーンセンター
供用開始	平成 5 年 11 月
計画区域面積	153.5ha
計画処理人口	4,100 人
計画日平均汚水量	1,855 m <sup>3</sup> /日
処理方式	回分式活性汚泥法
処理場敷地面積	8,121m <sup>2</sup>
計画流入水質	BOD 200mg/L SS 200mg/L
計画放流水質	BOD 15mg/L
放流先	公共用水域

#### [中間処理施設の概要（農業集落排水施設）]

処理区	北部地区	北東部地区	西部地区	南部地区
施設名称	木曾岬北部地区 クリーンセンター	木曾岬北東部地区 クリーンセンター	木曾岬西部地区 クリーンセンター	木曾岬南部地区 クリーンセンター
供用開始	平成元年 4 月	平成 2 年 4 月	平成 3 年 7 月	平成 4 年 6 月
計画区域面積	33.1ha	31.0ha	37.0ha	42.0ha
計画処理人口	620 人	970 人	1,290 人	1,100 人
計画日平均汚水量	168 m <sup>3</sup> /日	262 m <sup>3</sup> /日	349 m <sup>3</sup> /日	297 m <sup>3</sup> /日
処理方式	接触ばっ気方式			
計画流入水質	BOD 200mg/L SS 200mg/L			
計画放流水質	BOD 20mg/L SS 50mg/L			
放流先	公共用水域			

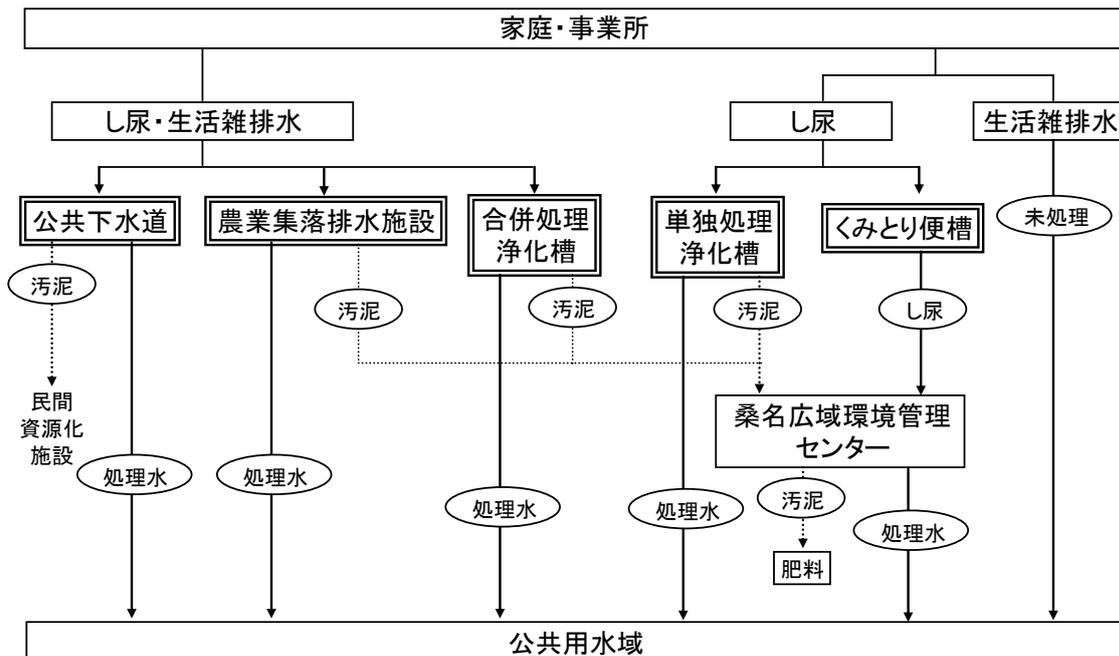
## ②最終処理施設の概要

農業集落排水施設から排出される汚泥、および単独処理浄化槽等から排出されるし尿や浄化槽汚泥は、桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターにおいて全量処理されています。

### [桑名広域環境管理センターの施設概要]

施設名	桑名広域環境管理センター	
敷地面積	約 17,600 m <sup>2</sup>	
建築面積	約 4,231 m <sup>2</sup>	
延床面積	約 7,397 m <sup>2</sup>	
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿・浄化槽汚泥 164kL/日</li> <li>・生ごみ 1.0 t/日</li> </ul>	
放流先	揖斐川	
水処理方式	浄化層汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理方式	
臭気処理	(高濃度) セラミック触媒洗浄、生物脱臭→中濃度 (中濃度) セラミック触媒洗浄 (低濃度) 活性炭吸着処理	
放流水質	pH : 5.8 以上 8.6 以下 COD : 10 mg/L 以下 全窒素 : 10 mg/L 以下 大腸菌群数 : 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	BOD : 10 mg/L 以下 SS : 5 mg/L 以下 全リン : 1 mg/L 以下 色度 : 30 度以下

### [生活排水の処理フロー]



### (3) 生活排水の処理形態別人口の状況

本町における生活排水の処理の状況については、令和3年度において人口の64.1%が公共下水道、35.2%が農業集落排水施設を利用しており、水洗化率、生活排水処理率はともに非常に高く、ほぼ100%となっています。

#### [処理形態別人口の推移]

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
計画処理区域内人口	6,361	6,268	6,228	6,171	6,047
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	2	2	2	2	2
公共下水道	4,068	4,002	3,998	3,984	3,876
農業集落排水施設	2,238	2,216	2,179	2,151	2,126
水洗化・生活雑排水処理人口	6,308	6,220	6,179	6,137	6,004
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	40	36	37	30	39
非水洗化人口	13	12	12	4	4
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化率* (%)	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%
生活排水処理率* (%)	99.2%	99.2%	99.2%	99.4%	99.3%

※水洗化率：総人口に対して、浄化槽・公共下水道・農業集落排水施設を使用している人口の割合

※生活排水処理率：総人口に対して、公共下水道・農業集落排水施設を使用している人口の割合

資料：住民課

#### (4) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の状況

単独処理浄化槽世帯および非水洗化世帯のし尿や、単独浄化槽世帯および農業集落排水施設からの浄化槽汚泥は、許可業者により収集され桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターまで陸上運搬されています。

年間の収集運搬量は、し尿で60～80kLほど、浄化槽汚泥で800kL前後となっており、若干の増減はありますがほぼ横ばいの傾向となっています。

[し尿・浄化槽汚泥収集運搬量の推移]

(単位:kL)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
し尿	61	66	59	77	73
浄化槽汚泥	807	804	805	798	824
うち農業集落排水汚泥	727	718	713	721	711
うち浄化槽汚泥	80	87	91	77	114
合計	868	870	864	875	897

資料:住民課

#### (5) 下水処理施設における中間処理量の状況

公共下水道世帯および農業集落排水施設からのし尿は各施設において中間処理され、処理水は公共用水域に放流されています。

中間処理量の推移をみると、公共下水道は46～49万m<sup>3</sup>、農業集落排水施設合計で25～27万m<sup>3</sup>ほどとなっており、若干の増減はありますがほぼ横ばいの傾向となっています。

[下水処理施設における中間処理量の推移]

(単位:m<sup>3</sup>)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
公共下水道	470,061	467,454	468,084	489,911	462,277
農業集落排水施設	258,643	260,919	250,599	265,628	258,202
北部	49,869	48,008	43,869	40,966	41,221
北東	64,716	63,762	61,190	62,226	60,607
西部	59,537	59,090	58,441	65,604	59,072
南部	84,522	90,059	87,099	96,832	97,302

資料:住民課

---

## 2. 生活排水処理基本方針

---

### (1) 将来の姿

---

本町は、木曾川とその支川の鍋田川に挟まれ、堤防に囲まれる輪中という特殊な地域のため、早くから排水ポンプの設置、排水路の整備が行われてきました。町内の5か所には堤防内の全域をカバーする排水施設が設けられ、この排水機場の区域ごとに、農業集落排水施設と公共下水道の処理施設が設けられています。こうした事情から、本町では現在、生活排水の処理率はほぼ100%となっており、良好な生活環境と水環境が保持されています。

将来に渡っても、良好で快適に暮らすことのできる生活環境と水環境を維持することをめざします。

### (2) 計画処理区域

---

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、本町の行政区域全域とします。

### (3) 生活排水処理主体

---

今後の生活排水処理主体については、現状のままとします。

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	木曾岬町
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	木曾岬町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
非水洗化	し尿	個人等
桑名広域環境管理センター	し尿、浄化槽汚泥	桑名・員弁広域連合

## (4) 基本方針

本町において、公共下水道と4か所の農業集落排水施設の整備・普及にともない、生活排水処理施設の整備率は100%となっていますが、わずかに単独処理浄化槽使用世帯、非水洗化世帯が残っており、水洗化率、生活排水処理率ともに100%は達成していません。また、これらの生活排水処理施設は平成元年から5年にかけて整備され、供用開始以降約30年が経過しています。一方で今後、木曾岬干拓地など新たなエリアにおける開発が進められた場合は、それぞれの施設において合併処理浄化槽により生活排水の処理を行っていくことになります。

以上のことから、本計画の基本方針については、前計画を踏まえつつ以下のとおり設定します。

### 基本方針(1) 公共下水道・農業集落排水への接続の促進

取組内容
● 現状において、単独処理浄化槽を設置している世帯、および非水洗化住宅については、個別の状況を勘案して公共下水道・農業集落排水への接続を促進し、生活排水の適正処理に努めます。

### 基本方針(2) 生活排水処理施設の適切な運用および維持管理

取組内容
● 中間処理を行う公共下水道および農業集落排水施設について、適切な運用および処理性能の維持を目的とした維持管理を行います。

### 基本方針(3) 新たな開発エリアにおける適切な生活排水処理の促進

取組内容
● 木曾岬干拓地など新たな開発エリアにおける生活排水の処理について、合併処理浄化槽により適切に行うよう、企業や事業所等に対し促進していきます。

## (5) 将来人口の見込み

本町における将来人口の見込みとして、「ごみ処理基本計画」の「3. ごみの排出量の見込み (1) 将来人口の見込み」において、計画の中間年度となる令和9年度の将来人口を5,877人、目標年度となる令和14年度の将来人口を5,698人と予測しています。

「生活排水処理基本計画」においても、同じ将来人口の見込み値を採用します。

実人口	将来人口	
	令和3年度	令和9年度
6,047人	5,877人	5,698人

資料：実人口は住民基本台帳人口（令和3年10月1日）

将来人口は「木曾岬町 第2期人口ビジョン・総合戦略」を基に試算

## (6) 生活排水処理計画人口の見込み・目標

本計画における生活排水処理の目標の設定にあたっては、上記の将来人口の見込み等を踏まえるものとし、令和9年度を計画の中間年度目標、令和14年度を計画の最終目標年度とし、以下のような生活排水処理形態別人口を目標として見込みます。

[処理形態別人口の推移]

(単位：人)

	実績値	目標値	
		令和3年度	令和9年度
計画処理区域内人口	6,047	5,877	5,698
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	2	2	2
公共下水道	3,876	3,806	3,704
農業集落排水施設	2,126	2,047	1,992
水洗化・生活雑排水処理人口	6,004	5,855	5,698
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	39	20	0
非水洗化人口	4	2	0
計画処理区域外人口	0	0	0
水洗化率 (%)	99.93%	99.97%	100.0%
生活排水処理率 (%)	99.3%	99.6%	100.0%

※水洗化率：総人口に対して、浄化槽・公共下水道・農業集落排水施設を使用している人口の割合

※生活排水処理率：総人口に対して、公共下水道・農業集落排水施設を使用している人口の割合

## **(7) し尿・浄化槽汚泥の処理計画**

---

本町のし尿および浄化槽汚泥は桑名広域環境管理センターで処理していますが、受け入れに対応する処理能力があることから、今後も桑名広域環境管理センターで処理するものとします。

また、し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬体制については、現行において十分な行政サービスを提供する体制が整っていることから、今後も現行と同じく町の許可業者が戸別収集・運搬を行うこととし、社会情勢や処理体制等の大幅な変更が生じた際には必要に応じた見直しを行うこととします。

## **(8) 中間処理および最終処分計画**

---

公共下水道および農業集落排水施設は平成元年度から平成5年度にかけて供用が開始され、現在供用開始から30年以上経過している施設がほとんどです。今後は適切に処理を行いつつ、必要に応じて基幹改良を施す等、計画的な維持管理を行います。

また、処理施設の更新にあたっては、技術の進歩や社会情勢の変化等も考慮し、計画的に検討を行います。

# 木曾岬町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

発行：木曾岬町 住民課

住所：〒498-8503

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地

電話番号：0567-68-6103

FAX番号：0567-66-4841